存在は従来ほとんど知られていなかった。

べたかについて強い関心をもっていたが、これに関わる意見書の

髙木正年の商法修正案に対するロェスレル意見書

―解題に代えて―

案ニ対スル ドクトルロェスレル氏ノ意見書」である。年五月五日の日付が付された「衆議院議員髙木正年氏ノ商法修正一 ここに翻刻するのは、第三帝国議会開会間際の明治二十五

文化研究所研究叢書六、平成十年)四一二頁)。が記載されている(髙瀬暢彦編『松岡康毅日記』(日本大学精神が記載されている(髙瀬暢彦編『松岡康毅関係文書目録』にその所蔵

治二十六年の離日までの間にその修正についていかなる意見を述たロェスレルが、明治二十三年末の旧商法の施行延期決定後、明法草案を研究対象とする者であり、特に旧商法を実質的に監修し博士」すなわちヘルマン・ロェスラー(Hermann Roesler)の商筆者(高田)は、「ドクトルロェスレル氏」こと「ロェスレル

の日付のあるロェスレルの意見書は貴重であり、参看の希望を企その意味で、明治二十五年五月五日という第三議会開会の前日

松原太郎

正年の「商法改正案」も博捜のうえ、それら双方の翻刻の労力をろ、快くその希望に応じてくださったのみならず、松原氏は高木画広報部広報課(大学史編纂)の松原太郎氏にお伝えしたとこ

京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」を掲載した。こちらは高田の翻さらに右に関連する史料として、「商法施行ノ延期ヲ要スル東厭われず、合わせてここに公にする運びとなった。

刻によるものである。

について記し、識者のご高批を仰ぎたい。以下、若干の解題の趣旨で、時系列を追ってこれら三つの史料

法の源流と解釈』(日本評論社、令和三年)八一頁以下参照)。そtique)である。この複雑な草案を完全とはいかずとも、一通りこれを咀嚼するには、膨大な手間と時間を要した(高田晴仁『商業は、ドイツ法模倣ではなく、欧米商法の混合体(corps éclec-

る。 捗していた。 並んで、 外務大臣大隈重信が実質的な副首相格であり、 改正にとって必要欠くべからざる手段であった。 にあり、 周知のように「条約改正、 「内閣でいったん商法発布を決議したのが同年八月のことであ 山田顕義司法大臣 法典編纂は諸外国の領事裁判権の撤廃を目的とする条約 商法全体が元老院の議定を得たのが明治二十二年六月、 (兼法律取調委員長) 法典編纂」の両者は不可分の関係 大隈の外交交渉と 黒田内閣では の法典編纂が進

きは意外なことであったと思われる。 編纂を依頼された立場であったため、 は批判的であったが、 誕生』(國元書房、 差止める(あるいは取消す) しかし、大隈の強引な対英交渉を危惧した枢密院議長伊 商法の公布を急ぐ山田の動きをいったん封じ、 令和四年) 三五一頁以下)。 山田は長州出身で、 事態となった(高田晴仁 伊 藤の商法の公布阻止の そもそも伊藤から法典 山田も大隈外交に 天皇の裁可を 『監査役の 藤博文 動

内容に不満をもつ実業家・商人の反撥が起こった。開設前の駆け込み同然で旧商法典が公布されるが、その西洋的な明治二十二年末の大隈の失脚の後、翌明治二十三年四月に議会

案」が衆貴両院の協賛により可決し、「商法及商法施行条例施行永井松右衛門の提出による「商法及商法施行条例施行期限法律首相および貴族院議長の伊藤の政治力とが相俟って、衆議院議員施行を見送りにしてでも予算案を通過させなければならない山縣明治二十三年末の第一帝国議会では、民党優位の中で、商法の明治二十三年末の第一帝国議会では、民党優位の中で、商法の

伯爵家文書三』(日本大学、平成三年)二一頁以下、三四頁以下)。のも同然の山田の憤慨ぶりはよく知られるところである(『山田一日まで第一回目の施行延期となった。このときに見捨てられた期限法律」が裁可、公布された。旧商法典は、明治二十六年一月

判ないし修正意見には乏しかった。
三 旧商法に輿論の批判が強いゆえの施行延期であったから、具体的にどこが不都合かという各論的な批が。何らかの修正が必要な筈である。もっとも、旧商法には、西洋風で日本の慣習とは異なるとか、読んでも意味がわからないと洋風で日本の慣習とは異なるとか、読んでも意味がわからないと

ある。 「商法施行延期を要する義に付請願書」に付された「意見書」で年十二月十三日に渋沢ら東京商工会が貴衆両議長宛に提出したその最も早い公的な修正意見は、第一議会開会後の明治二十三

七%) 沢栄一伝記資料刊行会、 十二月十七日付録・ 聞に全文が報道されて世に知られた 中案であることを断りつつ、右 れている)。 (関係条文数は九三箇条であり、 渋沢らは について修正ないし削除を求めるものであった。これは新 「猶商法ノ逐条審案中ニ付他日完了ヲ期ス」として途 十八日。 昭和三十三年) 『渋沢栄 「意見書」 旧商法一〇六四箇条のうち八・ (東京日日新聞明治二十三年 伝記史料 四四一頁以下にも翻刻さ は、 旧商法の二五項 第十九巻』

げている旧商法の条文がかみ合っていることから、両者が対応関京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」が残されている。双方が取り上ロェスレルが反駁したと推定される「商法施行ノ延期ヲ要スル東かったのだろう、東京商工会による右の「意見書」に対して、山田司法大臣、箕作麟祥司法次官も捨て置くわけにはいかな山田司法大臣、箕作麟祥司法次官も捨て置くわけにはいかな

係にあることは間違いないと思われる。

部所蔵の原本と校合した。 部所蔵の原本と校合した。

れる前であろう。 くとも次にふれる二つ目の東京商工会の商法修正意見書が提出さ 京商工会の意見書提出後に急きょ作成されたのかもしれない。遅 二月二十七日には施行延期が決定したのであるから、早ければ東 二月二十七日には施行延期が決定したのであるから、早ければ東

意見書よりも範囲が拡大している(前掲『渋沢栄一伝記史料 第した。東京商工会による二つめの商法修正意見書である。最初の修正意見書」を司法大臣田中不二麿、農商務大臣陸奥宗光に提出二十一日に渋沢が東京商工会残務整理委員総代の肩書きで「商法四 明治二十三年の最初の意見書に続いて、明治二十四年九月

掲の条文対照表を参照されたい)。十九巻』四六六頁以下。関係条文数は一一九箇条以上。なお、後

の責を引いて田中不二麿に交代していた。が、その直後に大津事件が勃発し、同年六月、山田司法大臣はそこの間、明治二十四年五月に首相が山縣から松方へ交代した

七頁)。 七百)。 七百 。 七百 。

も、東京商工会の二つめの商法修正意見書に関するロェスレルの文ごとの対照表を作成したのでご参看ありたいが、これによって現時点で存在が確認できた各史料を整理するため、旧商法の条

スレルの「弁明」を翻刻して掲げることにしたわけである。部なりとその欠を埋めるために、その前身にあたる三で述べたロ

ロエ かる。 向が色濃く反映しているものと考えられるからである。これによっ る「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」を末尾に加えておいた これも参考までに、 をさしあたり補うことができるのではないかと思う。 会の二つ目の意見書に対抗するものとして自ずとロェスレルの意 意見書がいわばミッシング・リンクになっていることが如実にわ (前掲 スレルによる商法起草の最初期から関わっており、 東京商工会の二つめの意見書に対するロェスレルの意見の欠 『渋沢栄一伝記史料 今後の課題とするゆえんである。 明治二十五年五月十三日付の岸本辰雄らによ 第十九巻』 四九一頁以下)。岸本は なお、 条文対照表には、 東京商工

再延期 議院議員髙木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」である。 第三議会開会前日の明治二十五年五月五日に作成されたのが、 五 右に述べてきた経緯をたどった後に、 (民法は初の延期) を厳戒する中で、 冒頭にのべたように 田中司法大臣が商法 衆

れた少々時間の経過した提案である 高木の 髙木正年氏ノ商法修正案」 口 「エスレルがこの意見書で反駁している対象は、「衆議院議員 「商法修正案」 一十四年三月、 は、 第 である。 議会の閉会近くのタイミングで提出さ 第三議会開会時よりも一年と二ヶ月溯 やや先後関係が錯綜するが、

官報第二三〇一号五〇頁(一〇頁)「議員高木正年ヨリ商法改正 記録で確認しうるところである(例えば、 、議院議員高木正年が 「商法修正案」を提出 明治二十四年三月五日 した事実は 各種 0

> したがって注意を払われることも皆無であった。 ス」など)。 商法改正案ヲ提出シタルモ院議ニ上ラザリシ其改正案ハ今之ヲ略 案ヲ提出セリ」、 法令六』二九頁 しかし、 および前掲 「明治二十四年三月 従来その具体的内容が知られることはなく 『伊藤博文文書 衆議院議員髙木正年 第四一 書 類

ら六年後の明治三十年、 木が緑内障のために視力を失ったのは、 高木正年 日本初の視覚障害をもつ衆議院議員として知られている。 (一八五七年 四十歳のときである。 (安政三年) —一九三四年 「商法修正案」 昭 の提出 和九年)) 高

0 どのようなプロセスを経てこの 詳細は現時点では遺憾ながら不明とせざるをえない。 のメンバーであった高木が、 一憲改進党の党員であり、 同党の衆議院会派である 「商法修正案」を作成したのかそ いかなる学識に基づき、 「議員集会 また、

手掛かりになりそうなのは島田三郎以下二四名の「賛成者」 で

らの所属会

あるが、

彼

派

0)

訳

改進党 内



である。 無所属二 成会八名、 名 現

党九名、

大

五名、

自由

意見の摺り合わせが行われたようには感じられない。選挙区も各地に散らばっている。署名を集めただけで、実質的なは民権家、資産家、玄洋社系等々とバラエティーに富んでおり、に名を連ねている者や弁護士が二名含まれているものの、メンバーに名を連ねている者や弁護士が二名含まれているものの、メンバーに具体的に「商法修正案」の作成に関与していたのかも不明であど具体的に「超党派」ということになるだろう。彼らがどれほ代風にいえば「超党派」ということになるだろう。彼らがどれほ

すぎず、 ない。民党以外のいわば寄り合い所帯である。 の位置に立った。これに対して、 ○のうち、改進党(会派 明治二十三年七月の第一回総選挙では不振で、 免官と第一次山縣内閣成立までは、 もたれているが、政党ではなく、第一議会限りの院内会派にすぎ (会派「弥生倶楽部」一三〇名)の後塵を拝しながらも、 高木の属する立憲改進党は、 すくなくとも法典編纂に反対する側にはなかった。だが、 同年十一月の第一議会開会時には、 「議員集会所」)の所属議員は四一名に 明治二十二年末の大隈の外務大臣 大成会は「吏党」のイメージを 黒田内閣を支持する立場にあ 板垣の立憲自由党 衆議院の定数三〇 「民党_

がついたことになり、第一議会の予算案を巡る「吏党」と「民道が正しいとすれば、商法延期法案については、合従連衡で決着論」法律論叢八六巻四=五号二二五頁(平成二十六年))。この報を以て勝を得たるは全く大成会が改進党と合同したるの結果東京日日新聞は、「議会の一問題たりし商法は終ひに延期説大東京日日新聞は、「議会の一問題たりし商法は終ひに延期説大

党」の対立の図式とは相当に異なっていることになる。

法修正案」の再提出という可能性もありえたであろう。 高木の「商法修正案」に名を連ねた二四名は、「修正のための 高木の「商法修正案」に名を連ねた二四名は、「修正のための 高木の「商法修正案」に名を連ねた二四名は、「修正のための

の動きに松岡が関わっていたことを窺わせる。 元にロェスレルの意見書が残っていたことは、 田中の司法大臣就任とほぼ同時に検事総長に就いた松岡康毅の手 逐条審議の末の施行再延期を防ごうとしたということであろう。 修正法案の再提出に即時反論できるように備えておき、修正案の をのまされた轍を踏まないために、 議院議員提出の施行延期法案が可決され、 かにする史料は見当たらないが、 商法修正案について意見を求められたのか、その事情を直接明ら 六 ロェスレルがなぜ第一議会の 田中司法大臣は、 衆議院議員が過去に提出した 「院議ニ上ラザリシ」 山田司法大臣が煮え湯 右のような司法省 第一議会で衆 高木の

行延期と商法の再延期を議決する機運はいっそう強くなった。挙干渉で悪名高い。民党と政府との緊張関係は高まり、民法の施決して解散、翌二十五年二月の第二回総選挙は品川内務大臣の選件収拾の後、明治二十四年末の第二議会は衆院で予算削減案が可第三議会開会までの間も松方内閣は多事多難であった。大津事

あった。

田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣一丸となってが正」を名目とした民法、商法の施行延期を内閣一丸となって出りが表別に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた田中は入閣に関する。

れた。民法は初めて、 伝記史料 新進気鋭の法学博士梅謙次郎を顧問に起用してとりまとめた大部 期する「民法商法施行延期法律案」を提出、 正ヲ行フガ為メ」に民法、 に追い討ちをかけて、 一二頁以下)。田中の防戦空しく同月十日には延期法律が可決さ 商法ノ修正ヲ要スル義ニ付請願」を提出した。 「商法及商法施行条例修正案」が添えられていた(『渋沢栄 於治二十五年五月十六日、 第二十巻』 (渋沢栄一 商法は二度目の施行延期である。 東京商業会議所会頭の渋沢が貴衆両院に 商法を共に明治二十九年末まで施行延 貴族院で村田保ほか一一五名が 伝記資料刊行会、 六月六日には、これ この請願には、 昭和三十三年 修修

幕引きとなった すべきであるとなおも抵抗したが、 シテ修正ニ着手スルコトヲ得サルナリ」として延期法を不裁可と 施ヲ延期セサル可ラズ予定ノ期限ニ於テ之ヲ実施セントスレハ決 伴フヘキモノニシテ。苟、モ民法商法ヲ修正セントスレ 六』二三四頁)。 田中はこれに不満の意を記し、 (前掲 伊 ·藤博文文書 「抑修正ト延期トハ固 結局、 第四二巻 田中の司法大臣辞職で 秘書類纂 ハ必ス其実 [ヨリ 相

天皇の不裁可権は明治憲法下で一度も行使されたことはないが

のおかげといえるかもしれない。それは商法典論争で、山田、田中の両司法大臣を犠牲にした前例

8

た。 る。 法典調査会の立ち上げによる民法、 議会で商法の一部施行 うことになる。 山 それらはすべて条約改正という「本丸」を目指した動きであ 田 田中の蹉跌を経て、 伊藤は、 (会社法、 司法大臣を山縣に引き受けさせた。 八月八日、 手形法、 商法の全面的見直しが始動す 再び伊藤が内閣首班を担 破産法) が決定され、 第四

欧、 スレルが起草し監修した旧商法についての最後の意見書である。 法修正案に対するロェスレルの意見書は、 き彼が遺した日本近代商法典への意思である。 法の継受という面からみると質を下げた面もあるだろう。 本人による自由な商法の見直しを可能性にした面もあれば、 口 口 エ 翌年末に南チロルで死去した。一徹なロェスレルの不在が エ スレルの商法意見書は、 スレルはその動きをみとどけて、 その商法草案と共に参照されるべ 明治二十六年三月末に帰 現在判明する限り、 そして、 高木の 欧 口 H

高田晴仁

髙木正年以後の修正案および反論 条文対照表

]小皿平以15071	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	人酬 未入別照			
明治23年12月13日		明治24年 3 月	明治24年9月21日			明治25年5月13日	
東京商工会「意見		高木正年提出の		「商法修正意見		法治協会「東京商	
書」(1回目)	ヲ要スル東京商工 会ノ請願書ニ対ス	商法修止系」		書」(2回日)の ロェスレル意見書	院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対		
	ル弁明」(1回目)		息光音」(2回日)	「未発見」	スル意見」	ハ ヘル以 間」	
総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	
1条	1条	1条	1条	ロ氏の意見がある		1条	
				と推定			
第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	
第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	第1章 商事及ヒ	
商人	商人	商人	商人	商人	商人	商人	
		14条	14条	ロ氏の意見がある と推定		14条	
第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	
23~30条	23条~30条	23条~30条	23条~30条	ロ氏の意見がある		23条~30条	
				と推定			
		28条					
第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	
		32条	32条	ロ氏の意見がある と推定		32条	
		第5章 代務人及			第5章 代務人及		
ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	ヒ商業使用人	
		49条	49条	ロ氏の意見がある と推定		49条	
		52条	52条	ロ氏の意見がある と推定		52条	
			63条	ロ氏の意見がある と推定		63条	
			65条	ロ氏の意見がある と推定		65条	
		第6章 商事会社					
		及ヒ共算商業組合		及ヒ共算商業組合	及ヒ共算商業組合		
第1節 合名会社				第1節 合名会社	第1節 合名会社		
第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設 立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設 立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設 立	
		74条	74条	ロ氏の意見がある と推定		74条	
		75条	75条	ロ氏の意見がある と推定		75条	
81条	81条		81条	ロ氏の意見がある と推定		81条	
82条	82条	82条	82条	ロ氏の意見がある と推定		82条	
第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	第2款 会社契約 ノ変更	
		84条			84条		
第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	第3款 社員間ノ 権利義務	
		94条			94条		
95条	95条	95条	95条	ロ氏の意見がある と推定		95条	
		98条	98条	ロ氏の意見がある と推定		98条	

聞込99年19日19日	ロムマ芸	明公4年2月	明込94年 0 日91日		聞込の た。	明治5555年 日12日
明治23年12月13日 東京商工会「意見	ロ刊不計 「商法施行ノ延期	明治24年3月	明治24年9月21日 商工会建務軟理系	「商注修正音目	明治25年5月5日 ロェスレル「衆議	
書 (1回目)	ヲ要スル東京商工				院議員髙木正年氏	
	会ノ請願書ニ対ス	THE PARTY LANG			ノ商法修正案ニ対	
	ル弁明」(1回目)			〔未発見〕	スル意見」	
第4款 第三者二	第4款 第三者二	第4款 第三者二	第4款 第三者ニ	第4款 第三者ニ	第4款 第三者ニ	第4款 第三者二
					対スル社員ノ権利	
義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務
			112条	ロ氏の意見がある と推定		112条
第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社
			136条~153条	ロ氏の意見がある と推定		136条~153条
第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社
第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発	第2款 会社ノ発
起及ヒ設立	起及ヒ設立	起及ヒ設立	起及ヒ設立	起及ヒ設立	起及ヒ設立	起及ヒ設立
			164条	ロ氏の意見がある と推定		164条
第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式
		176条	176条	ロ氏の意見がある と推定		176条
第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役	第5款 取締役及 ヒ監査役
Jan. 23. 174		333.75	187条	ロ氏の意見がある	aman pe	187条
				と推定		
			191条	ロ氏の意見がある と推定		191条
			192条	ロ氏の意見がある と推定		192条
第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更	第7款 定款ノ変 更
		209条			209条	
第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務	第9款 会社ノ義 務
	222条		222条	ロ氏の意見がある	-33	222条
第13款 会社ノ清	第13款 会社ノ清	第13款 会社ノ清	第13款 会社ノ清	と推定 第13款 会社ノ清	第13款 会社ノ清	第13款 会社ノ清
算	算	算	算	算	算	算
		243条			243条	
第7章 商事契約		第7章 商事契約		第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約
第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結	第2節 契約ノ取 結
邢口	邢口	299条	701	701	299条	701
第3節 契約ノ履	笙 3節 刧約 1 層		笙 3節 却約 1 居	笙3節 却約 1帰	第3節 契約ノ履	第3節 契約ノ履
市 3 即 契利 7 履 行	年3即 突利ノ腹 行	第3即 契約 / 履 行	第3即 契約ノ腹 行	第3即 契利 / 腹 行	第3即 契利 / 腹 行	第3即 契利 / 腹 行
		321条			321条	
第4節 価額賠	第4節 価額賠		第4節 価額賠	第4節 価額賠		第4節 価額賠
			償、損害賠償及ヒ		償、損害賠償及ヒ	
割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引
		324条			324条	
		326条			326条	
		328条			328条	
		329条			329条	
		330条			330条	
		331条	331条	ロ氏の意見がある と推定	331条	331条

田公99年	19日19日	日付不訂	4	明治24年	F 9 FI	田込045	± 0 ∏ 91 □			明みのこと	EEHED	田公元	F 5 H 19 H
	12月13日 1会「意見		F 行ノ延期		F3月 年提出の	明治24年9月21日 商工会残務軟理委		 商法修正意見		明治25年5月5日 ロエスレル「衆議			
書」(1)			東京商工				商法修正					工会商法修正説二	
	/		書ニ対ス				(2回目)		ル意見書		多正案二対		
		ル弁明」	(1回目)					〔未発見)	スル意見	1		
第5節	違約金	第5節	違約金	第5節	違約金	第5節	違約金	第5節	違約金	第5節	違約金	第5節	違約金
				337条~	340条					337条~	340条		
第6節	代理	第6節	代理	第6節	代理	第6節	代理	第6節	代理	第6節	代理	第6節	代理
				341条						341条			
				344条						344条			
				346条						346条			
第7節	時効	第7節	時効	第7節	時効	第7節	時効	第7節	時効	第7節	時効	第7節	時効
				349条						349条			
第9節	質権	第9節	質権	第9節	質権	第9節	質権	第9節	質権	第9節	質権	第9節	質権
				377条		377条		ロ氏の意	意見がある			377条	
								と推定					
379条		379条				379条		ロ氏の意	意見がある			379条	
								と推定					
	指図証券		指図証券		指図証券		指図証券		指図証券		指図証券		指図証券
及ヒ無記	2名証券	及ヒ無証	2名証券	及ヒ無言	2名証券	及ヒ無語	2名証券	及ヒ無言	己名証券	及ヒ無言	己名証券	及ヒ無言	己名証券
				396条						396条			
				398条		398条		ロ氏の意 と推定	意見がある			398条	
第8章	代務人、	第8章	代務人、	第8章	代務人、	第8章	代務人、	第8章	代務人、		代務人、	第8章	代務人、
仲立人、		仲立人、			仲買人、		仲買人、		仲買人、		仲買人、		仲買人、
連送取扱 送人	人及ヒ運	連送取扱 送人	人人と連	連送取扱 送人	及人及ヒ運	連送取扱 送人	及人及ヒ運		以人及ヒ連	連送取1	及人及ヒ運	連送取打 送人	收人及ヒ連
	42-36-1		42-数 1		42数 1		华 教 I	送人	42-36 1		42-36 1		42数 1
第2節	1人份人	第2節	1人份人	第2節	八份八	第2節	1人伤人	第2節	気見がある	第2節	1(務人		代務人
				416条		416条		と推定	は元がめる			416条	
第3節	仲立人	第3節	仲立人	第3節	仲立人	第3節	仲立人	第3節	仲立人	第3節	仲立人	第3節	仲立人
				427条		427条		ロ氏の意	意見がある			427条	
								と推定					
				428条		428条		ロ氏の意	意見がある			428条	
								と推定					
	取引所仲		取引所仲		取引所仲	第4節	取引所仲		取引所仲		取引所仲		取引所仲
買人		買人		買人		買人		買人		買人		買人	
449条		449条				449条		ロ氏の意 と推定	意見がある			449条	
第5節	仲買人	第5節	仲買人	第5節	仲買人	第5節	仲買人	第5節	仲買人	第5節	仲買人	第5節	仲買人
456条~4	180条	456条~	480条			456条~	480条	ロ氏の意 と推定	意見がある			456条~	480条
				470条						470条			
第6節	運送取扱	第6節	運送取扱		運送取扱	第6節	運送取扱	第6節	運送取扱		運送取扱	第6節	運送取扱
人		人		人		人		人		人		人	
484条		484条		484条		484条		ロ氏の意	意見がある			484条	
								と推定					
486条		486条											
第7節	運送人	第7節	運送人	第7節	運送人	第7節	運送人	第7節	運送人	第7節	運送人	第7節	運送人
				497条		497条		ロ氏の意 と推定	意見がある			497条	
				503条						503条			
第8節	旅客運送	第8節	旅客運送	第8節	旅客運送	第8節	旅客運送	第8節	旅客運送	第8節	旅客運送	第8節	旅客運送
						-		-		-			

	F12月13日 Ľ会「意見 回目)	「商法施 ヲ要スル 会ノ請願	詳 記行ノ延期 レ東京商工 頂書ニ対ス (1 回目)	明治24年 高木正 「商法修	年提出の	商工会死 員総代	F 9 月21日 桟務整理委 「商法修正 (2 回目)	書」(2	修正 意見 回目)の いか意見書 〕	院議員髙木正年氏		法治協会「東京商 工会商法修正説二	
第9章	売買	第9章	売買	第9章	売買	第9章	売買	第9章	売買	第9章	売買	第9章	売買
第1節	売買契約	第1節	売買契約	第1節	売買契約	第1節	売買契約	第1節	売買契約	第1節	売買契約	第1節	売買契約
				526条						526条			
						530条			意見がある			530条	
				E22/8				と推定		F00/8			
				533条						533条 541条			
第10章	信用	第10章	信用	541条 第10章	信用	第10章	信用	第10章	信用	第10章	信用	第10章	信用
第1節	消費貸借	第10年	消費貸借	第1節	消費貸借	第10年	消費貸借	第10年	消費貸借	第1節	消費貸借	第1節	消費貸借
NA I WI	仍具具旧	da 1 ck	伯貝貝田	590条	仍具具旧	590条	伯貝貝旧		意見がある	37 1 Kh	仍具具旧	590条	们具具旧
第3節	寄託	第3節	寄託	第3節	寄託	第3節	寄託	第3節	寄託	第3節	寄託	第3節	寄託
				607条						607条			
				609条						609条			
				623条						623条			
第11章	保険	第11章	保険	第11章	保険	第11章	保険	第11章	保険	第11章	保険	第11章	保険
第1節	総則	第1節	総則	第1節	総則	第1節	総則	第1節	総則	第1節	総則	第1節	総則
				654条						654条			
			火災及ヒ										
震災ノ伊	米険	震災ノ伊	长 険	震災ノ傷	K 険	震災ノ伊	米 険	震災ノ伊		震災ノ保険		震災ノ保険	
660条		660条		660条		660条		と推定	意見がある	660条		660条	
第4節	運送保険	第4節	運送保険	第4節	運送保険	第4節	運送保険	第4節	運送保険		運送保険	第4節	運送保険
				674条						674条			
第 5 節 険、病傷 年金保隆	易保険及ヒ	第5節 険、病傷	易保険及ヒ	第 5 節 険、病傷 年金保険	易保険及ヒ		易保険及ヒ		易保険及ヒ				易保険及ヒ
683条	· ·	683条	<u>-</u>	683条	<u> </u>	683条			意見がある			683条	· ·
688条		688条				688条		ロ氏の意 と推定	意見がある			688条	
第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業	第6節 ノ公行	保険営業
690条		690条				690条		と推定	意見がある			690条	
691条		691条		691条		691条		と推定	意見がある			691条	
694条		694条				694条		と推定	意見がある			694条	
第12章 小切手	手形及ヒ	第12章 小切手	手形及ヒ	小切手	手形及ヒ	小切手	手形及ヒ	第12章 小切手	手形及ヒ	小切手	手形及ヒ	第12章 小切手	手形及ヒ
第1節	為替手形	第1節	為替手形	第1節	為替手形	第1節	為替手形	第1節	為替手形	-	為替手形	第1節	為替手形
第1款	振出	第1款	振出	第1款	振出	第1款	振出	第1款	振出	第1款	振出	第1款	振出
						716条		ロ氏の意 と推定	意見がある			716条	
第3節	小切手	第3節	小切手	第3節	小切手	第3節	小切手	第3節	小切手	第3節	小切手	第3節	小切手
						820条		ロ氏の意 と推定	意見がある			820条	
第2編	海商	第2編	海商	第2編	海商	第2編	海商	第2編	海商	第2編	海商	第2編	海商

明治23年12月13日	日付不詳	明治24年 3 月	明治24年9月21日		明治25年5月5日	明治25年 5 月13日
東京商工会「意見	「商法施行ノ延期		商工会残務整理委	「商法修正意見		法治協会「東京商
書」(1回目)	ヲ要スル東京商工	「商法修正案」	員総代「商法修正	書」(2回目)の	院議員髙木正年氏	工会商法修正説二
	会ノ請願書ニ対ス		意見書」(2回目)	ロェスレル意見書	ノ商法修正案ニ対	対スル駁論」
	ル弁明」(1回目)			〔未発見〕	スル意見」	
第1章 船舶						
		824条	824条	ロ氏の意見がある と推定		824条
			826条	ロ氏の意見がある		826条
		830条		と推定	830条	
第2章 船舶所有		第2章 船舶所有				
者 相相所有	者 相相別有	者 加加州有				
第2節 船舶所有						
者ノ権利及ヒ義務						
		843条			843条	
第4章 船長及ヒ						
海員						
第1節 船長						
		861条			861条	
		863条			863条	
第2節 海員						
		886条			886条	
第5章 運送契約						
第2節 船荷証書						
			899条	ロ氏の意見がある		899条
				と推定		
第6章 海損						
930条~945条	930条~945条		930条~945条	口氏の意見がある		930条~945条
				と推定		
930条	930条		930条	ロ氏の意見がある		930条
000 %	000 #	000 #	000 #	と推定		000 #
932条	932条	932条	932条	ロ氏の意見がある と推定		932条
940条	940条					
945条	945条					
第8章 保険						
953条~975条	953条~975条		953条~975条	ロ氏の意見がある と推定		953条~975条
第3節 委棄						
965条	965条					
966条	966条	966条			966条	
第3編 破産						
第5章 財団ノ管 理及ヒ換価						
		1012条	1012条	ロ氏の意見がある と推定		1012条
第6章 債権者						
第1節 債権ノ届		第1節 債権ノ届				
出及ヒ確定						
			1023条	ロ氏の意見がある と推定		1023条

【資料】

ドクトル・ロェスレル氏ノ意見書衆議院議員髙木正年氏ノ商法修正案ニ対スル

凡例

- 読解の便を考慮して読点を付した。・旧字は新字に改め、略字等はすべて通行のかなに改めた。なお、
- 翻刻者の註は〔 〕を用いた。
- 以下の論考を参照されたい。日本大学初代学長・初代総長の松岡康毅が旧蔵していた資料で日本大学初代学長・初代総長の松岡康毅が旧蔵していた資料で本資料は日本大学図書館所蔵資料で、日本法律学校二代校長、
- 所発行、平成十一年~平成十六年) 化研究所紀要』第三○集~第三五集、日本大学精神文化研究 の髙瀬暢彦「松岡康毅資料」(1)~(6)(『日本大学精神文
- の松岡康毅関係文書目録が掲載されている。

 ○髙瀬暢彦編『松岡康毅日記』(日本大学精神文化研究所研究
- ニ対スル弁明」(宮内庁書陵部蔵)を後掲する。国会図書館蔵)「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書国会図書館蔵)「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書

〔鉛筆書き〕 松岡殿

〔表紙〕衆議院議員髙木正年氏ノ商法修正案ニ対スルドクトル

ロェスレル氏ノ意見書

(本文)

見書ヲ参照ス可シ

民書ヲ参照ス可シ

既ニ東京商工会ノ修正案中ニ存在シタリシ各條ニ関シテハ爰ニ

衆議院議員髙木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見

セサ ニアラス、而シテ不施行ニ至ル為メ果シテ若干ノ場合ヲ必要トス 論スルヲ得可シ、 タルトキハ会社ノ同意ヲ要ス可キコトハ第八十三條ニ依テ之ヲ推 突スルモノニアラス、蓋シ此廃止タル会社全体ノ権能ニ属スルモ テ会社ナル文字ハ其意味不分明ナルコトナク、 コトヲ防キタルモノニシテ、 抑モ本條ハ会社契約ノ或ル規定ヲ時ニ或ハ適用シ或ハ適用セサル 第八十四條 ノナルカユへ、若シ先ツ業務担当人ニ於テ契約違背ノ行為ヲ為シ 、ルコト之レ有ル可シ やハ純然タル一ノ事実問題ニシテ、 ・或ル契約上ノ規定ヲ暗黙ニ廃止スルコトヲ許シタルナリ、 ル ノ目的存在スルトキハ僅カ 本條ヲ削除セントスルハ其理由ナキモノニ似タリ、 又施行セスト云フ時期ハ之ヲ一定スルヲ得可 (草案第九十五條ニ於ケル余ノ註釈ヲ参照 即チ法律ニ違反セサル範囲内ニ於テ 回ノ場合ノミニテモ既 或ル事情特ニ爾後之ヲ施行 又第八十三條卜衝 而シ

ス可シ)

第二百九條 株券資本ノ減少シタル場合ニ於テ会社モ亦債権者ニ対シテ責任ヲ負フ可キハ固ヨリノコトニシテ此ノ如キハ特ニ明定スルヲ要セス、本條ノ目的タルヤ債権者ニ対シテハ会社財産ノミスルヲ要セス、本條ノ目的タルヤ債権者ニ対シテハ会社財産ノミニシテ、則チ株主ハ第二百九條ノ場合ニ於テハ払戻ヲ受ケタル金額ニ達スル迄ハ責任ヲ負ハサル可カラス、之ヲ詳言スレハ株エハニを加っまの、東京のでは、大力を対し、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のないのでは、大力のには、大力のでは、大力には、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のいりのでは、大力のでは

期限ニ到達ス可シト謂フカ如キハ是レ異例ナルノミ、余ノ知ル所シ更ニ故障ス可キナシト雖トモ、期限未到達ノ債権カ清算ニ依テ勿論ノコトニシテ、此点ニ関シテハ爰ニ発議セラレタル修正ニ対期限ノ尚ホ到来セサルモノト雖トモ之ヲ申出テサル可カラサルハ第二百四十三條 清算ノ場合ニアリテハ会社ノ債権者ハ債務弁済

コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) カラシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 入ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 人ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 人ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 人ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 人ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサル 人ヲシテ此損害ニ対シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ) コトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ参照ス可シ)

於テ支払ハル、為替ノ如キ之レナリ、実ニ斯ル場合ニ於テ如何ナノ取引ニ付テ云ヘルモノニシテ、例之ハ外国ニ於テ振出シ日本ニ規定セルニアラス、反テ其締結及ヒ履行カ種々ノ土地ニ属スル所第三百二十一條。本條ハ啻ニ日本ニ於ケル日本人間ノ取引ノミヲ

而シテ発議セラレタル修正ハ其理由ナキモノ、如シ 原則ニ従テ履行ヲ為ス可キヤニ関スル規定ハ必要ナルモノナリ、

ナル 主ハ為メニ其投機又ハ物品買入レノ目的ナル利益アル 入ル、コトアリ、 第三百 三百七十四條註釈参照)、 が可シ、 + 本條ハ即チ此等ノ場合ヲ処スルニ至当ナル規定ナリ -四條 而シテ若シ契約後商品ヲ引渡サレサルトキハ買 商業ニ於テ投機又ハ再売ノ目的ヲ以 故ニ修正ハ其理由ナキモノニ似タリ 価額 テ物品 いヲ失フ デラ買

場合ノ如キハ其不到着ニモ拘ハラス借主ハ物置ノ借賃ヲ支払ハサ ル者カ商品ヲ貯蓄スル為メ物置ヲ賃借シタリシニ商品到着セサル 賠償セシム可カラサルカ其所以ヲ知ル能ハサレハナリ、 履行ノ場合ニ於テ其不履行ノ為メ債権者カ徒費シタリシ立替金ヲ 第三百 可 'カラサルカ 一十六條 此発議モ亦其理由ナシ、 何トナレ ハ何故契約不 例之ハ或

故ナルカ其理由アルヲ見ス 本篇ノ関係上欠ク可カラサルモノナルニ之ヲ削除セントスルハ何 第三百二 一十八條 本條 ハ損害賠償 、範囲ヲ規定シタルモノニシテ

因テ荷クモ損害ノ生シタランニハ其損害タル此範囲ニ於テ予見セ 第三百 ノ法律ノ実際ニ適セサルモノニシテ、 一十九條 只予見セル損害ノミヲ賠償ス可シト謂フハ現時 相手方ノ過失アル不履行ニ

> ラレ 係ナキ真ニ偶然ノ損害ハ賠償セラル可キニアラサルナリ 、発生ニ因テ始メテ生シタルモノニシテ債務者ノ過失ト更 タルモノナルヤ否ハ固ヨリ問フノ必要ナシ、 但シ全ク他 ラ情 関

況

ヲ精定スルニ必要ナル此両條ニ対スル疑義結了ス可キナリ 百三十條 第三百三十 條 前 條 所 説ニ 依テ損害賠償 範

第

进

シメサ 第三 消セントスルハ何故ナルカ其所以ヲ知ル能ハス 額 然レトモ疑ハシキ場合ニ於テ損害カ其予約セル違約金ヨリ 為メノ特別手段ニシテ通常ノ損害賠償トハ固ト相異ナルモノナリ ナ 三百三十七條乃至第三百四十條 ルコト ル可カラス夫レ爾リ、 ヲ証明ス可カラサルトキハ、 然ルニ違約金ニ関スル規定ヲ全然抹 違約金ハ契約履行ヲ確カムル 損害賠償ヲ其内ニ含有セ 一層多

ルナシ 責任ヲ第三百八十九條ニ依テ定メラル、コトニ付テハ更ニ異存ア 知ル所ヲ以テスレハ一般ニ承認セラレタルモノナリ、 レハ各種ノ過失ニ付テ責任ヲ負 注意ヲ為スノ義務アル信用関係ナリ、 第三百四十一條第二項 代理ハ委托事項ヲ実行スルニ当リ最高ノ ハサル可カラス、 故二代理者ハ小過失詳言ス 此 原則タル 但シ余ハ其 な余ノ

合 第 於テ若シ相手方カ其踰越ヲ更ニ知ラサリシトキハ其契約タル 百 四 + 四 條 草案二従 ヘハ (第三百九十七 條 委任踰越ノ場 拒否スル **踰越ヲ知リ又ハ知ラサル可カラサル場合ニ於テノミ商業主人** 対シテハ代理者ノミニ責任ヲ負ハシムルコト、シ、 修正ニ対シテ敢テ反対スルヲ欲セス、 ヲシテ責任ヲ負ハシム可キコトヲ明示セリ、 シ代理者ヲシテ決シテ責任ヲ負ハシムルコトナク反テ第三者ノミ 見レハ第三者カ其踰越ヲ知リタル場合ニアリテハ其委任踰越ニ対 知ルナラン、夫レ然リ而シテ現行法第三百四十四條ノ行文ニ拠テ 害ヲ負ハシムルコトアル可キ、 スルノ義務ヲ有シ 除セサリキ、 アルヲ以テ之ニ対スル代理者ノ責任タル草案ノ行文上敢テ之ヲ排 実約ノ承諾ヲ拒否スルヲ得タリ、 シテ権利ヲ実行スルヲ得ス、 **踰越ヲ知リタル丈ケノ程度ニ関シテハ該契約ニ基キ商業主人ニ対** 越ヲ知リタルトキハ其者モ亦代理者ト同一ノ過失ニ在ルヲ以テ其 任ヲ負ハシムルヲ得タリ、 商業主人ヲ拘束シ而シテ商業主人ハ代理者ヲシテ其踰越ニ付 代理者ヲシテ其責ニ任セシメ、 、見ル所ヲ以テスレハ疑義ナキヲ得ス、 、踰越ニ誑誘スルコト屡ハ之レ有ルヲ知ラハ蓋シ相手方ヲシテ損 ノ撰択権ヲ有スルコト、 且ツ人若シ商業主人カ多クノ場合ニ於テ踰越ヲ承諾 (第三百九十七條註釈) 然レトモ若シ之ニ反シテ相手方カ其踰 則チ此程度内ニ在リテハ商業主人ハ 此規定ハ不当ノモノニアラサル セ 或ハ相手方ニ対シ踰越ノ承諾 然レトモ代理者モ亦踰越ノ過失 ハ一層穏当ナル可キヲ覚ユ 然レトモ若シ委任ノ踰越ニ 故ニ余ハ発議セラレタル 相手方カ代理者ヲ委任 而シテ此規定タル余 只相手方カ其 ハ或 テ責 ヲ

碍ヲ蒙ムルナラン、且ツ代理ニ関スル民法ノ原則ハ此ニ適用ス可係カ消滅ス可キモノトセハ、之カ為メ多分ノ商取引ハ有害ナル障亦消滅セサルモノト認ムルヲ得可シ、而シテ若シ死亡ニ依テ其関商業カ毎時ノ所持者ノ死亡ニ拘ハラス継続スルトキハ代理契約モ信用関係ニアラスシテ反テ商業上ノ事項ナリトス、故ニ苟クモ其

キニアラス

第三百四十九條 初メヨリ支払期日ノ定メナキ債権ニ付テハ請求 第三百四十九條 初メヨリ支払期日ノ定メナキ債権ニ付テハ請求セラレサルトキハ到底時効ニ罹ラサルコト、為ル可シ、其レ然リ故ニ此説タル之ヲ承認ス可カラサルヤ明シ這般ノ債権ニシテ請求セラレサルトキハ到底時効ニ罹ラサルコト、為ル可シ、其レ然リ故ニ此説タル之ヲ承認ス可カラサルヤ明

固ヨリ該條ト共ニ其疑義完了ス可キナリ 第三百**九十六條** 此変更ハ第三百九十八條ニ基クモノナルカユへ

解スルヲ得スアラサルナリ、而シテ発議セラレタル修正ノ爾他ノ点ハ其要領ヲテ、凡ソ物ニハ本則ノ例外アルヲ常トスルカ如ク決シテ不論理ニテ、凡ソ物ニハ本則ノ例外アルヲ常トスルカ如ク決シテ不論理ニコトヲ許シタルハ何国ニ於テモ夙ニ承認セル仲買関係ノ変例ニシ第四百七十條 本條ニ於テ自己ノ計算ヲ以テ仲買委任ヲ施行スル

第三百四十六條 商業上ノ事項ニ在リテハ代理ハ純然タル対人的

ヲ見ス 則タル ヲ小過失ノ場合ニモ亦推及セントスルカ如キハ余其正当ナル所以 悪意ノ場合ニ於テノミ請求スルヲ得可キモノトセリ、 分ノ損失及ヒ失フタル利益ヲ質入ス可キ損害賠償ハ只重過失又ハ 之レヨリ一層少ナキ金額ニ制限シ、 得ス、故ニ其賠償ノ額ハ第四百九十六条以下ニ従ヒ市場価額又 シテ即チ偶然ノ出来事及ヒ些少ノ怠慢ニ付テモ人責任ヲ辞スル 第五百三條 十七条註釈参照)、 余ノ知ル所ヲ以テスレハ普通ノ規定ナルニ似タリ 現行法ニ拠レハ運送人ノ責任ハ甚タ厳格ナルモノニ 故ニ発議セラレタルカ如ク十分ノ賠償義務 十分ノ損害賠償詳言スレハ十 而シテ此原 (第五百 ヲ

セラレタル物ナラサル可カラス物ハ第五百二十条ニ従テ交附セラレ、且ツ其性質及ヒ価額ヲ明告特ニ抗弁ス可キコトナシ、但シ此責任ヲ負ハシムルヲ得可キ手荷第五百二十一条 余ハ此修正ヲ相当ト認メスト雖トモ之ニ対シテ

ロ所有権ヲ鞏固ナラシムルコソー層高等ノ原則ト信スルナリク減殺ス可ケレハナリ、而シテ余ハ商人ノ利益ヲ保護スルヨリ寧得ス、何トナレハ之カ為メ特ニ盗品ニ対スル所有権ノ鞏固ヲ甚シルトキハ直チニ通易物トナル可クシテ此規定タル之ヲ賛成スルヲ第五百二十六條 此修正ニ依レハ盗品又ハ紛失品商人ノ手ニ達ス

第五百三十三條 本條ニ於テ攻撃セラレタル規定ハ物ノ真正ヲ保

見本ノ性質及ヒ目的ニ背反スル任意ノ主張ト謂ハサル可カラス商標又ハ見本ニ合格スルコトモ有ル可シト論スルハ抑モ商標又ハ釈ニ詳カナリ、而シテ修正案ノ如ク由来ヲ異ニスル物品ト雖トモスル為メ必要トナリタルモノニシテ其理由ハ第五百九十三條ノ註

上正当ニアラサルモノニ似タリシテ総テ其他ノ売買ハ例外トナラサル可カラスシテ商取引ノ関係渡シト同時ニ支払ヲ為ス可キ売買、詳言スレハ現金売買ハ通例ニ第五百四十一條第二項(爰ニ発議セラレタル修正ニ依レハ物ノ引

責任即チ営業者ノ責任ハ第六百八條ニ明カニ細定セリヲ変更セントスルハ余其理由ヲ見ルヲ得ス、而シテ一層厳峻ナル為スト同一ニ注意ス可キ責任ハ通例ノモノナルニ、一般ニ此原則第六百七條 爰ニ規定セル受托者責任ノ程度即チ自己ノ物ニ付テ

キモノ、如シノミニ制限セラレタルカユへ、此発議セラレタル修正ハ其理由ナモノニシテ、且ツ実際上其者自身又ハ其使用人ノ真ノ過失ノ場合第六百九條(爰ニ規定セル店主ノ責任ハ一般ノ原則トシテ行ハル、

本條ニ於テ指図證券ニ関スル一般ノ規則ト符号シテ爰ニ規定セリ、トニ関シテハ特別ナル原則ヲ必要トスルモノニシテ、此原則タル第六百二十三條 委托證書ヲ提示シテ委托物ノ返還ヲ請求スルコ

二本條ノ削除ハ其理由ナキモノニ似タリ而シテ為替小切手等ニ関シテモ亦同一原則行ハル、モノナリ、故

余ハ特ニ之ニ反対ス可キモノ有ルナシル修正ハ余ノ見ル所ニテハ敢テ必要ナラサルカ如シ、然レトモ亦第六百六十條第二項 \ ☆亜条ニの第三項トアルトモ原文ニ第 爰ニ発議セラレタ

極的反対証明ヲ挙クル能ハサルヨリシテ、請求権ヲ奪取セラル、シ総テノ損害及ヒ其原因ニ付テハ通例又独リ之ヲ知ルニ由ルモノシ総テノ損害及ヒ其原因ニ付テハ通例又独リ之ヲ知ルニ由ルモノシに、而シテ保険者ハ運送人ニ代テ責任ヲ負フタル者ナレハ其保験義別外ノモノナルコトハ彼レ之ヲ証明セサル可カラサルハ勿険義務以外ノモノナルコトハ彼レ之ヲ証明セサル可カラサルハ勿に、而シテ保険者ハ運送人の運送人の連送ノ間其物品ヲ掌握

カ如キコト往々ニシテ之レ有ル可ケレハナリ

第八百三十條第二項 本項ヲ削除スルトキハ外国ニ於テ又ハ内国 に処セラル、コト之レナカル可キナリ ニ処セラル、コト之レナカル可キナリ ニ処セラル、コト之レナカル可キナリ

責任ヲ負ハサル可カラス 二項ニ拠リ之カ為メ損害ヲ被フリタル総テノ利害関係者ニ対シテノナシ、而シテ若シ指図カ法律ニ反スルモノナルトキハ船長ハ第法二是認セル所ノモノニシテ其削除ニ関スル理由一モ十分ナルモ第八百六十一條第一項 此規定ニ於テ明示セラレタル原則ハ海上

損害賠償ヲ為ス可キモノトセンカ之ヲ恐ル、カ為メ不熟練ノ船長任ヲ為スカ為メニ欠ク可カラサルモノナリ、若シ其レ之ニ対シテテ船長ヲ特ニ信用シ且ツ之ニ船舶積荷及ヒ乗客ニ関シ重要ナル委第八百四十三條 本條ハ各立法ノ原則上是認セラレタルモノニシ

ナリ、 ヲモ キモノトス 其将ニ抜錨セントスル航海ニ関シテ為シタルモノニシテ、 場合ニ於ケル損害賠償即チ俸給ニ関スル請求ノミヲ規定セルモ 請求ハ第八百八十五條及ヒ第八百七十八條ニ依テ成立ス可 、為メ無益ニナリタル立替金ノ請求ハ其物ノ性質ニ従テ成立ス可 ル 解 而シテ其航海中 雇セサルコト、ナル可シ、 、第八百七十七條ノ規定ト反対ナルモノニシテ、 (草案第九百七條註釈 二解雇セラレタル場合ニ於ケル帰航旅費 而シテ此規定タル海員ニ対シテ 只解雇 其解雇 又

必要ニモアラス、又一般ニ行ハル、方法ニモアラサルカ如シ之ニ関シテ特別ナル委任詳言スレハ明示ノ委任ヲ要スルカ如キハ長ニ対シテ為スノ権利ヲ有セサル可カラサルコトハ勿論ニシテ、第八百六十三條 船舶所有者ノ代理人カ本條ニ規定セル指図ヲ船

踰越シタルトキハ其責ニ任セサル可カラサルハ固ヨリナリ権ハ専横ノモノナルヲ得ス、船長ハ法律上及ヒ慣習上ノ懲戒権ヲ囲内ニ於テ施行スルヲ得ルハ正当ナルコトナリ、然レトモ此懲戒第八百八十六條 船長ハ己レニ属スル懲戒権ヲ法律及ヒ慣習ノ範

シタルトキハ此船舶カ其保険期間中ニ 無益ノモノナリ、 第九百六十六條 反対推定ヲ為ス可キノ余地存セサレハナリ、之ニ反シテ失踪 何 此 トナレ 修 É 如キハ言フヲ要セサルコトニシテ且 ハ保険期間経過後ニ船舶 喪失セサリシコト明 日 リ通 パカニシ 信到着

?信或ハ到着スルナキヲ期セス且ツ船舶其踪跡ヲ失ヒタリト推定?問ハ実際経過セサル可カラス、何トナレハ然ラサレハ爾後猶ホ

ス可

'カラサレハナリ

通

禁錮 キ更ニ注意セラレサルモノナルカユへ、 キナリ、 場合ニ在リテハ刑法第三百八十八條ノ規定ニ依テ其刑期ヲ定ム可 テ処刑セラル可キモノトセリ、 モ軽キ場合ニ在リテハ軽罪トシテ三月ヨリ少ナカラサ 第千五十條第一 能 規定ヲ再興スルヲ優レリ -條ニハ存セサルヲ以テ此修正ハ果シテ第何條ニ関係スルヤヲ , 拘禁即チ六年乃至十一年 ノ刑ハ軽キニ失シ、 ハスト雖トモ、 然レトモ余ヲ以テ見レハ第三百八十八條ニ定メラレタル 項 第千五十條ノ規定ニ拠ルニ該條ニ列挙シタル 草案第千百四條ニ拠レ 且ツ最モ重キ場合ト軽キ場合ノ差異ニ ト思考スルナリ ノ刑期ヲ以テ処刑セラレ、 而シテ該條第二項ハ現時 余ハ寧ロ草案第千百四 ハ詐欺破産 ĺ 而シテ其 禁錮ヲ以 重 ノ第千五 罪ト 最

千八百九十二年 五月五日 ドクトル ロェスレル識

野

村

恒

千

葉

禎

太郎

貫

【参考資料1】

高木正年君提出商法改正案

[表紙]

高木正年君提出

加フ

商法改正案

[本文]

商法改正案

右衆議院規則第八十六條ニ依リ提出致候也

発議者 高木正年

賛成者

中 隣之助十文字 信田 三 郎 阿 部 興

介 人

邊 三五郎 安田愉逸川龍介 芳野世経

早

山島

中 正 造 下飯坂 権三郎 野 隆 助 増 田 繁 幸

豊田實額

駒

廣圭

運 介

伊田小田

東

谷

涧

尚

忠

是恒填楫

郎造

本

商法改正案

シ民法成規ノ禁スル商習慣ハ適用スルノ限ニアラス」トノ但書ヲ用シ若シ商習慣ナキ時ハ民法ノ成規ヲ適用ス」ト改メ、且ツ「但第一條中「商慣習及民法ノ成規ヲ適用ス」トアルヲ「商習慣ヲ適

修正ヲ要スル所以ナリ

第三章

商号即チ第二十三條ヨリ第三十條迄ノ全章ヲ刪除ス

中第一、二ノ理由ヲ参考ト為スヘシ十一号参考部第一号屋号専用ノ儀ニ付法律取調委員長ヘノ復申書(理由)本章刪除ヲ要スル所以ハ別冊東京商工会議事要件録第三

別紙復申書

同業者各箇ヲ区別スル為メ殆ト同業者ニ通用スルノ総称タルカ後屋、太物商ノ近江屋、質商ノ尾張屋、佐野屋ノ類ニ至リテハシテ同一ノ屋号ヲ使用スルノ例甚タ多ク、現ニ彼ノ呉服商ノ越其種類一ニシテ足ラスト雖モ、要スルニ同種ノ商業ヲ営ム者ニ現今各商人ノ使用スル屋号ハ何屋何堂若クハ何軒ト云フカ如ク

実例 因ラサルモ、 要ヲ促カスニ足ラス、 己ノ利益ヲ図ラントスル者全ク無キニアラスト雖モ、 号ヲ加へテ適宜ニ之ヲ区別スルノ便法アレハ、今日同業者中 固 是本会ニ於テ此規則ハ実施スルノ必要ナシト信スル所以ナリ 生スルコトナシ、 X 頼リテ以テ其営業上ノ信用ヲ維持スル為メニ必要ナルモノモ 与シ己レト同 如キカ如キ景況アリ、 ノ屋号ヲ使用スル者多キモ実際商売上ニ於テ甚タシキ差閊 同 \exists .業者互ニ不便ヲ感スルコトアレハ之ニ其住地名字若クハ リ少ナカラサルヘシト雖モ、 致シタルモノナルヘシ、 2シ雇人カ多年誠実ニ勤続スルニ当リ主人ヨリ之ニ資本ヲ分 八稀二見ル所ニシテ未タ以テ一般ニ此規則ヲ実施スルノ必 他二之ヲ救護スルノ道ナキニアラサルニ於テオヤ 一ナル屋号ヲ称セシムルノ慣例アリテ自ラ此現況 蓋シ時トシテ故意ニ他人ノ屋号ヲ濫用シテ自 是レ蓋シ従来大賈巨商ニハ暖簾ヲ与フル 況ンヤ此等特別ノ場合ニ於テハ此 而シテ此等屋号ノ中ニハ各商人カ 若シ偶ら其屋号ノ同一ナル 斯 規則 ブ如キ 亩 附 為 ヲ

第十四 少シモ無之ヲ以テナリ 限責任社員タラシムル 迪 [條 夫婦財産共通ヲ為サ、ルトキ 第 二項ニ 「財産共通ヲ為ストキハ」 モ夫婦各き特別ノ財産アル 共二同 ノ九字ヲ加 ラ以テ不都合 一商事会社 無

時

利ヲ主張スルヲ得ヘシ」ノ数字ヲ加 項 然レトモ債権者 ハ譲渡人ニ対シテモ其権

> 対シテ如何トモスル能ハサル · 理 併 由 :セテ無財産ナル他人ニ譲渡シ以テ義務ヲ免レ、 如此セサレ ハ商家破産ニ瀕スルトキハ ノ不都合ヲ生スヘシ 直二其営業ト商号

第三

<u>十</u>

條

爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ」

ヲ改メテ

爾 後毎

定ノ月ニ」

トスヘシ、

且ツ第一

二項中ノ

弁償ヲ得ルコトノ

確

ナラサル債権ニ就テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載

帳簿ヨリ控除スレハ甚タ不都合ナリ、 シ置キ、 直サ、ル時ハ目録及表ト帳簿ト符号セスシテ大ナル不都合ヲ生ス 確ナラサルモノノ損失額ヲ推知シ之ヲ控除シテ目録及表ニ掲クル スヘキ債権ハ全ク之ヲ記載セサルモ固ヨリ妨ナシト雖モ、 額ヲ控除シテ之ヲ記載セサルヲ得サル訳ナリ、 クヘキ債権ニシテ弁償 コトヲ得セシメタシ、又原案ニ拠レハ財産目録及貸借対照者ヲ掲 ヲシテ一年ノ中何月ニ於テモ毎年一定ノ月ニ於テ自由ニ之ヲ作 如ク其時限ヲ定メラル、ヲ不便トスル者アリ、 財産目録等ヲ作ラサルヲ得ス、 シ又」ノ文字ヲ削除ス ケレハナリ、 7理 如 迪 ク一月ヨリ三月迄トノ期限ヲ設ケス単ニ毎年一度トシ、 之ニ応シテ帳簿ヲモ引直サ、ルヲ得ス、 本條ニ拠レハ各商人ハ開業ノ時及毎 態々其損失ニ帰スヘキヲ待テ始メテ之ヲ控除スル訳ニテ、 又従来 ノ慣習ニ拠レハ総テ債権 ノ確ナラサルモノハ、 然ルニ商売ノ種類ニヨリテ 是前陳ノ修正ヲ要スル所以 其推知シ得へキ損 年一 蓋シ到底損失ニ帰 而シテ若シ之ヲ ハ之ヲ帳簿ニ記載 故ニ是ハ別ニ原 月 ヨリ三月迄ニ 弁償 ハ斯 商 引 失

ナリ

当事者間ニ在テハ双方之ヲ知了シテ結ヒタルモノニシテ、相手方(理由)相手方ニ於テ代務委員ノ欠缺ヲ知テ為シタル取引ト雖モテ為シタル取引ハ商業主人ニ対シテ無効タリ」ト改ム第四十九條 第二項ヲ改正シ「相手方ニ於テ代務委任ノ欠缺ヲ知

、代務者自身ヲ目的トシテ取引シタル者ナレハ商業主人ニ対シテ

当事者間双方ニ於テハ有効ナルコト無論ナリ

無効ナルモ、

レヲ為スノ権アリト答ヘタル時ハ」ノ文字ヲ削除スラレサル時ハ」ト改メ、且ツ「若クハ第三者ノ問ヲ受ケテ己レ之第五十二條「主人ヨリ制止セラレス」トアルヲ「主人ヨリ制止セ

不用ナリト云ハサルヲ得ス、之ヲ除去セムコトヲ望ム所以ナリストレントセス、若シ又タ此ノ如キ意ニアラストセハ寧ロ「主人ヨリ共答へタル後ハ主人ハ制止スルコト能ハストノ解釈ヲ生スルノ憂為ス権アリト答へタル時モ、前同様ニ看做サルトスルトキハ或ハ為ス権アリト答へタル時モ、前同様ニ看做サルトスルトキハ或ハ本シトセス、若シ又タ此ノ如キ意ニアラストセハ寧ロ「主人ヨリ制止でラレサル時ノ如キ殊ニ其職分ノ範囲内ニ付置レタルモノト看做とラレサル時ノ如キ殊ニ其職分ノ範囲内ニ付置レタルモノト看做とフレサル時ノ如キ殊ニ其職分ノ範囲内ニ付置レタルモノト看做とフレザルは、

限ナルモノ」ト改ム第七十四條中「責任其出資ニ止マラサルモノ」トアルヲ「責任無

分明ナルニ付、之ヲ責任無限ナルモノト改ムル所以ナリルカ、又ハ責任其出資ニ止マスシテ各社員カ所有スル財産ノ幾分ルカ、又ハ責任其出資ニ止マスシテ各社員カ所有スル財産ノ幾分のカ、東任其出資ニ止マラサルトハ所謂無限責任ヲ指スモノナ

字ヲ加フ 第七十五條 合名会社ノ商号ニモ又会社ノニ字ノ外ニ合名ナルニ

シ)トアレハナリノ種類ニ従ヒ合名会社、合資会社又ハ株式会社ノ文字ヲ附スへ(理由)(商法施行條例第八條ニ曰ク既設会社ノ商号ニハ其会社

第八十二條中「開業」ノ文字ヲ「事業著手」ト改ム

條例 私設鉄道條例中ニモ開業ト云ハスシテ事業ノ著手トアリ ナルトキハ普通ノ開業ト混シ易ク適用ヲ誤マラル、ノ恐ナシトセ 此開業トハ事業著手ヲ云フモノナルヘシト雖モ、 業ヲ経営スル会社ニ取ツテハ実ニ容易ナラサル困難アリ、 始スルノ意カ若シ、 理 曲 故二此開業ノ文字ハ之ヲ事業著手ト改メンコトヲ望ム、 (ヲ参照スルヲ要ス) 之レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナリ 第八十二條ノ開業トハ是迄慣用セラル、カ如ク営業ヲ開 前解ノ如クナルトキハ普通 ノ工業特ニ鉄道事 原案ノ文字通リ (但シ 想フニ 現ニ

第八十四條 削除

之カ為メニ契約其効用ヲ失スルト 何ナルヤ不分明ニシテ、 明ナレトモ仮リニ之ヲ業務担当者トスレハ前條ノ規定ト衝突スへ 員ニ対シテ効用ヲ致サシムルヲ得ストアリ、 、規定スル所ナリ、 ハ之ヲ掲クルノ必要ナキナリ 又之ヲ総社員トスレハ其施行セサリシト云フ時期ノ長サハ如 曲 会社契約ノ変更ニハ総社員ノ承諾ヲ要スルハ前八十三條 而シテ本條ニハ会社カ執行セサリシ契約 数日若クハ数月間之ヲ施行セサリシトテ ハ不都合ナリ、 此会社ノ文字甚不分 之ヲ要スルニ本 ハ社

第九十四條 削 除

レハ会社ハ九十五條ニ依テ之ヲ除名スルヲ得ヘケレハナリ 四條ヲ削除スルトモ差支ナク、 迪 差入ル、コト能ハサル 又到底其出資ヲ差出スコト能 ハ差入レサル ノ一部分ナレハ九十 +

IJ 夕

加フ ヲ以 第九十五條中 (テ別段ニ利息ノ割合ヲ定ムルトキハ此限ニアラス] ノ文字ヲ 「年百分ノ七」 ヲ「年百分ノ十」 ト改メ猶 「但契約

ヲ得ス、現今普通ノ利 ル文字少カラス、 是従来各会社カ株金払込延滞ニ課スル利息ヲ日歩三銭 (理由) 、モノニ付、 乃至五銭 本法中九十五條、 普通利息ノ割合ヨリ高カラサル時ハ以テ其効ヲ致ス (百分ノ十八) 蓋シ此等ノ利息ハ多クハ違約ヲ防ク場合 ハ多クハ百分ノ十ヨリ下ルコト稀ニシテ、 百 位ニ定ムルヲ例トスル所以ナリ 條、 百三條等ニ於テ年百分 (年百分 三用 グン七ナ

> ルニアラサレハ可成之ヲ避クル 得ルノ明文アルニ付差支ナシト論スル者モアルヘシト雖モ、 ル時ハ、 ルニ付、 息ヲ課スルコトヲ得サルカ如シ、 條ノ文面上ヨリ見ル時 本法百分ノ七ノ利息ハ別段契約ナキ時ニ限ルカ如シト雖トモ、 之ヲ百分ノ十ト改メンコトヲ望ム、 由是観之本條百分ノ七ノ利息ハ普通ノ利息ト権衡ヲ得サルニ付、 ív 、賠償スルニハ面倒ナル手数アリテ機敏ヲ尚フ商人ハ已ムヲ得サ 、実際ニ於テハ之ニ依リテ充分其利益ヲ保護スルヲ得サレハナ 或ハ利息ハ仮令百分ノ七トアルモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ 百分ノ七以上ノ利息ヲ課スルコトヲ得ルノ意ヲ明カニシ 本條ニ但シ書 ラ加 ハ別段契約アル時ト雖モ百分ノ七以上ノ利 へ契約ヲ以テ別段ニ利息ノ割合ヲ定ム ノ情アリ、 是実業者ノ最モ困難トスル所ナ 又第三百三十四 故二此損害賠償 [條ヲ案スル 本

第九十五條ニ九十四條ノ但書総社員以下二十七字ヲ加 理 出資ヲ差入ルレハ差支ナキヲ以テ如此修正ヲ為セリ 迪 其負担シタル出資ヲ差入レストモ総社員ノ承諾 ラ以 テ他

第九十八條 、得レハ此限ニアラス」ト改ん 第 項 ヺ 「相続人ハ社員タル能 いス但 |総社員ノ承諾

ヲ得ス、 理 又本條ニハ相続人ハ入社スルヲ得レトモ総社員ノ承諾ナケレ 由 是レ合名会社 相続人ト雖モ他人ナレ ハ財産上 ヨリハ寧ロ ハ総社員ノ承諾ナクシテ入社スル 信用上ノ関 係アレ

社員タルハ可笑シハ事務ヲ担当スルヲ得ストアリ、然レトモ業務担当ノ権ナクシテ

ト為スコトヲ得」ト改ムヒ株主ノ民名ヲ載ス但シ株主ノ望ニ依リ数株ヲ通シテ一通ノ株券ニ其金額、発行ノ年月日、番号、社名、社印、取締役ノ氏名印及第百七十六條 「株式ハー株毎ニ株券一通ヲ作クルヲ通例トシ之

(理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬 (理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬 (理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬 (理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬 (理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬 (理由) 例へハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハー人ニシテ数萬

第二百九條 株主ノ下ニ会社ノニ字ヲ加フ

会社モ責任ヲ負フコトヲ相当トス以テ、過愆ナキ不知ノ為メ異議ヲ申出テサリシ債権者ニ対シテハ(理由)資本減少ノ異議ハ会社ニ対シテ申出ツルコトヲ得ヘキヲ

第二百四十三條中 又債権者ノ下「ニハ」ノニ字ヲ削ル、此間ニ

「債務弁済期限ノ到来セサルモノト雖モ」ノ文字ヲ加フ

於テハ債務者ノ迷惑モ亦少ナカラサルヘシルノ理ナカルヘシ、況ンヤ債務ノ弁済期限ノ甚タ長キモノアルニ済期限ニ達スルモノナルニ、独リ会社解散ノ場合ニ於テ之ト異ナ如ク弁済期限ノ至ラサル破産ノ債務ト雖モ、破産宣告ニヨリテ弁如ク弁済期限ノ至ラサル破産ノ場合ニ於テハ第八百八十八條ノ示ス(理由)通常一箇人ノ破産ノ場合ニ於テハ第八百八十八條ノ示ス

○○○○

テ差出人ト改ム

理

亩

通信ヲ以テ契約ヲ取結フニ当リ、

送達ノ為メニ利益ヲ受

トキハ民法財産篇三百八條末項ノ規定ト符号スヘシクル者ハ何人ナルヤ不確定ナレハ断然之ヲ差出人トスヘシ、然ル

右ノ如ク改ムヘシ、蓋シ本條ハ獨逸連邦主義ノ輸入ナリトス(理由)度量衡ノ本位、貨幣ノ本位ハ我国ニ於テハ一定シ居レハ

アリ」ト改ム期日ニ有セシ償格ト此日ヨリ弁済ノ日マテノ遅延利子ヲ支払フニ第三百二十四條 満期日ノ後ニ有セシ最高ノ価格以下ヲ削リ「満

2ヲ待テ請求スル弊ヲ生スヘシ(理由)然ラサレハ債権者ハ何時マテモ待チ目的物ノ大ニ騰貴ス

定スル所アレハ茲ニ規定スルハ不都合ナリ

ヲ以テシタルモノ」ノ文字ヲ削 第三百1 一十六條 「ニ加フルニ遅延ニ因テ生シタル費用及立替金

ニアラサルノミナラス、 迪 是等ハ其性質上債務ノ目的 是等ニ就テハ三百三十三條ニ於テ別ニ規 物 ジ価 [格ニハ算入スヘキモ

第三百 一十八條 削 除 ス

部第 理 亩 此條ハ不正ノ損害ニ関スルモノニシテ民法、 財産篇第二

章第三節ニ規定シアルヲ以テナリ

益ノ弁償ヲ包括スト改ム 第三百二十九條 損害賠償 ハ当事者ノ予見シ得ヘカリシ損失及利

4

第三百三十條 削除ス

第三百三十一 條 削除ス

斯々ノ損害起ルヘシト予想シタルモノ、 ハ法理ノ許サ、ル所ナリ、 償並ヒニ通常ナラサル損失及利益ノ弁償ヲ義務者ニ負担セシムル (理由) (前三條ニ通スル) 何トナレハ結約ノ節萬一後来違約セ 当事者ノ予見セサル損失及利益 外ハ偶然ノ損害ナレハナ 一ノ弁

然ル 、上ハ三百三十條並ニ三百三十一 條 ハ削除スル ヲ可トス

故ニ右ノ如ク修正スヘキナリ

第 三百三十七條及三百四十條 即チ違約金ノ一 節ヲ削

> 際ノ損害ノミニ請求スルヲ得ヘシトスル方可ナルヘシ 性質違約罰金ノ性質ナルトキハ敢テ之ヲ請求スルヲ得ストシ、 十二條ニ依リ価格賠償並ニ損害賠償ノ格ヲ予定シタル時ト雖モ其 キコトナシトセス)自然違約金ノ高ハ実際ノ損害ヨリ大ナルヲ常 実際結約ノ際違約金ノ高ニ就テ彼是云フヲ欲セサルハ人情ナレ レハ違約金ノ額 (又或ハ急ニ迫リタルトキハ違約金ノ多少ヲ問ハス結約スル 然ルニ之ヲ違約者ニ払ハシムルハ不都合ナリ、 ノ如キハ何程ニテモ之ニハ構ハサルヲ常トシ、 故二三百三 カ 如 又 実

第三百四十一 條 第 二項中 至。重 ノ二字ヲ削 リ相当ノ文字ニ改

ニヨリテ異ナレハ常ニ非常ノ注意ヲ要スヘキ場合ニ於テハ 同等ノ利益ヲ与フルモノナレハ、特ニ至重ノ注意ヲ用ユルニ及 注意ヲ以テ其場合ニ於ケル相当ノ注意トナスヘキナリ ルヘシ、 、 理 曲 商事上ノ代理ハ有償契約ニシテ委任者及ヒ代理人双方ニ 且ツ相当ノ注意トハ程度ノ問題ナルカ故ニ場合 ラ事 情

第三百四十四條 第三者カ (中略) 能 ハサリシトキハ」 ヲ削除

スヘシ

任ヲ有セサル道理ナキナリ 理 由 第三者カ踰越 シヲ知リ タリトテ代理者カ委任者ニ対シテ責

ナ

理

曲

何人ト雖モ結約ノ当時ニ於テ契約履行ノ意志アルモノ

1]

第三百四十六條 削除

サレハナリ得ス、故ニ委任者死スルトキハ代理関係ハ消滅スト云ハサル可ララ之ヲ為スノ能力アルニ非ラサレハ他人ヲ以テ之ヲ為サシムルヲ(理由)委任者ハ代理人ヲシテ或ル行為ヲ為サシムルノ当時、自

トスルヲ可ナリトスト雖モ之ハ民法ニ規定スヘキヲ以テナリルヲ知ラスシテ取引ヲ為シタルトキハ、委任者ニ対シテ有効ナリルヲ知ラス、然レトモ代理人並ニ第三者ニ於テ委任者ノ死亡シタルのラス、然レトモ代理人並ニ第三者ニ於テ委任者ノ死亡シタルと理ハ委任者代理人間ノ信用ニ基ツクモノナルカ故ニ代理事項又代理ハ委任者代理人間ノ信用ニ基ツクモノナルカ故ニ代理事項

為シタル」ト改ムへシ第三百四十九條 「其債権ノ生シタル」ノ文字ヲ削リテ「請求ヲ

ノナルカ故ニ、時効ハ請求ノ時ヨリ起算セサルヘカラサレハナリ(理由)期日ノ定メナキ債権ハ請求アリテ始メテ訴権ヲ生スルモ

ヲ「質債権者ニ対シ支払ノ効ナシ」トスヘシ 第三百七十七條 之ニ違フ時ハノ下「亦前條ノ刑ニ処ス」トアル

ハ可ナリ、何ソ刑ヲ加フルヲ要センヤ、是レ改正ヲ要スル所以ナケレハ、質債権者ノ請求ニ応シ再ヒ之ヲ質債権者ニ支払ハシムレ(理由)右ノ場合ニ於テ買主カ質債権者ニ支払ヲ為ストモ其効ナ

カラス

第三百九十八條中「白地」ノ二字ヲ削リ「裏書譲渡人ノ署名捺印

ノミ」ト改ム

(理由) 白地トハ英語ノ「ブランク、インドースメント」ノ意ニの東書譲渡人ノ署名捺印ニテ充分ナリトノコトナレハ、シテ、唯「裏書譲渡人ノ署名捺印ニテ充分ナリトノコトナレハ、カンデースメント」ノ意味ニ解釈スヘキヲ以テ、別條ヲ設ケ「指図證券ノ裏書ニト」ノ意味ニ解釈スヘキヲ以テ、別條ヲ設ケ「指図證券ノ裏書ニト」ノ意味ニ解釈スヘキヲ以テ、別條ヲ設ケ「指図證券ノ裏書ニハ年月日及ヒ裏書譲渡人ノ氏名ヲ記シ裏書譲渡人之ニ署名捺印スペシ」トスペシ、従テ次條ノ改正ヲ要スルナリ

印スヘシ」ト改ム第三百九十六條ヲ「指図證券ニハ年月日ヲ記シ発行人之ニ署名捺

(理由)三百九十八條改正ノ理由書ニ基ケハナリ

マテヲ削除シ、代弁人ノ下ニノ字ヲ加フヘシ第四百十六條 「其行為ニ付キ第三者ノ問ニ対シテヨリ又ハ其」

シムルハ理ニ於テ許スヘカラサルノミナラス、委任者ノ迷惑少ナ対シテ之レアリト明言シタルカ為メ、委任者ヲシテ其責任ヲ負ハ(理由)如何ニ常嘱ノ代弁人ナリトテ相当ノ権限ナキニ第三者ニ

第四百二十七條 第三項中商慣習ノ三字ヲ削除ス

ヲ要セサルヘケレハナリモノナルカ故ニ、特ニ契約ヲ為ス場合ニハ敢テ慣習ノ如何ヲ問フモノナルカ故ニ、特ニ契約ヲ為ス場合ニハ敢テ慣習ノ如何ヲ問フ(理由)慣習ハ反対ノ法律又ハ特約ナキ場合ニ始メテ適用スヘキ

ト同シク必要ナレハナリ (理由) 仲立人カ特約ヲ為サスシテ商慣習ニ反スルノ取引ヲ為ス場合(理由) 仲立人カ特約ヲ為サスシテ商慣習ニ反スルノ取引ヲ為ス第四百二十八條 第一号中法律ノ下ニ商慣習ノ三字ヲ加フ

ヲ為シタルトキハ」ト改ム第四百七十條 「反対ノ明言ヲ為サ、ルトキハ」ヲ改メテ「明言

ノ慣例ナルノミナラス、若シ必ラス重量ヲ記載ストセハ其益ナク以テ、現今送リ状ニハ常ニ其容量ノミヲ記入スルハ運送業者普通(理由)棉花燈心等ノ如キハ容量甚タ大ナルモ重量甚タ少ナキヲキノハ重量ニ代フルニ容量ヲ以テスルコトヲ得」ナル但書ヲ加フ第四百八十四條 第三号中「但シ容量ヲ以テ計算スルノ慣例アル

シテ不便多キハ明カナル事実ナレハナリ

シ得ヘキ」ト改ム 第四百九十七條 本條中「売却シ得ヘカラサル」ヲ改メテ「売却

第五百三條 本條中「甚シキ」ノ三字ヲ削除ス

ナル損害賠償ヲ為スノ責ナキカ如クニ思ハレテ不都合ナレハナリ之ヲ加フルトキハ甚シカラサル怠慢等ニツキテハ、運送人ハ十分スノ責アレハ、特ニ「甚シキ」云々ノ字ヲ加フルノ要ナシ、若シラ之ヲ管理運送スルモノナレハ其責任モ重カラサルヲ得ス、随テラ之ヲ管理運送スルモノナレハ其責任モ重カラサルヲ得ス、随テ

ノ責アリ」トノ但書ヲ加フラサル手荷物ト雖モ旅客運送人ニ甚シキ過失アリタルトキハ賠償第五百二十一條 「但シ現実且相当ノ旅行需用ニ充タスニ必要ナ

由)仮令ヒ現実且ツ相当ノ旅行需用ニ充タスニ必要ナラサ

理

充タスニ必要ナルヤ否ヤヲ問ハスシテ賠償ノ責ニ任セシムヘキナ甚シキ過失ノアリタル場合ニハ総テノ手荷物ニ対シ其旅行需用ヲ賠償ノ責ヲ負ハストハ甚タ不当ナリト云ハサルヲ得ス、故ニ既ニモノニテモ、旅客運送人ニ甚シキ過失アルトキニ当リ其運送人カ

ケレハナリ

1]

ハ此限ニアラス」ト改正スヘシ第五百二十六條 但書ヲ「公商公買ノ手ヲ経サル盗品又ハ紛失品

ハ仮令と盗品又ハ紛失品ト雖モ売買有効ナリトスヘケレハナリ茲ヲ以テ我国旧来ノ規則ヲ採用シ、凡ソ公商公買ノ手ヲ経タル上当所有主ニ取戻サル、ノ虞アリテ売買ノ安固ヲ害スルニ至ルヘシ、善意ニ売買シタル時ト雖モ、其売買ハ無効ナルヲ以テ実際盗品又(理由)原文ノ儘ニテハ盗品又ハ紛失品ハ仮令買主及ヒ売主双方

第五百三十三條 且ツ別段ノ契約以下全文ヲ削除ス

製出者ニ由来セサルカ為メ売主ノ迷惑スルコトモアレハナリハ仮令其物カ見本等ニ適合スレトモ、其物カ見本等ノ所有者又ハ適合スレハ商業上別ニ不都合ハナカル可シ、然ルニ原文ノ儘ニテ(理由)其物カ見本ノ所有者又ハ製出者ニ由来セストモ見本等ニ

ノ引渡ト代価ノ支払ハ同時ニ為スヘキモノトス」ト改ム第五百四十一條 第二項ヲ「別段ノ契約又ハ商慣習ナキトキハ物

ニテハ或ハ物ノ引渡ハ代価支払ノ前ニ於テ為スヘキヤノ疑ヲ生ス(理由)立法者ノ意ハ右修正文ノ如クナルヘシト雖モ、原文ノ儘

第五百九十條 「又ハ資産上以下至リ」迄ノ十四字ヲ削除ス

資産上切迫ナル状況ニ至リタルトキハ期限ノ満了前ニ元

7理

曲

為スノ明瞭ナルニ若カサルナリ、故ニ「又ハ資産上切迫ナル情況コト困難ナルヲ以テ、寧ロ仕払停止ヲ以テ請求権ヲ生スルモノト題ニシテ且実際ニ於テ切迫ナル状況ト認ムヘキヤ否ヤヲ区別スル債ノ償還ヲ求ムルヲ得ト規程セリト雖モ、其状況ハ総テ事実ノ問

第六百七條 自己以下加ヘテノ数字ヲ削除シ「相当ノ注意ヲ加

ニ至リ」ノ十四字ヲ削除スルノ必当ナレハナリ

へ」ト改ム

二応シテ相当ノ注意ヲ加フヘシト改正スヘシ
其責ニ任セサルノ不都合ヲ生スルニ至ルヘシ、故ニ各場合ノ事情
ト自己ノ物件ト同時ニ損害ヲ受ケタル時ハ大懈怠アリト雖モ、尚
ト自己ノ物件ト同時ニ損害ヲ受ケタル時ハ大懈怠アリト雖モ、尚
アリタルモノハ決シテ責任ヲ負ハサルニ至ルヘク、又他人ノ物件
アリタルモノハ決シテ責任ヲ負ハサルニ至ルヘク、又他人ノ物件

第六百九條 削除

英米国ニ於テハ旅店主ニハ至重ノ重任ヲ負担セシムト雖モ、旅客

アラサルヘキヤ、 附クヘキニ非ス、 障子ヲ以テ隔ツルノミ、 然ルニ我国 皆各室ヲ構へ且 可 ラサレハナリ ノ旅店ノ如キハ各室互ニ通スルヲ得ヘク、 戸締厳重ニシテ開閉 宜シク我国旅店ノ事情ニ相当セル規定ヲ設ケサ 故二彼是同 左リトテ旅店主漫ニ旅客ノ携帯品 ノ規則ヲ設クルハ大ニ不都合ニハ 際 一室毎ニ備付ノ鍵 或ハ 八唯唐紙 ニニ手ヲ ペアリ、

第六百二 一十三條 削 除

定メサルヘカラサレハナリ セシムルヲ得ルナリ、 シトセハ或ハ寄託者ニ対シテ賠償ノ責ヲ負フニ至ルヘク、 正所有者ノ権利ヲ害スルニ至ルヘク、 ハ受託者ハ二人ヲ被告トシテ裁判所ニ訴へ誰カ権利アルヤヲ判決 、双方ノ権利ヲ調査スヘシトセハ其迷惑少ナカラス、英国ニ於テ 、受託者ハ如何スヘキヤ、 、コト勿論ナリト雖モ、 亩 受託者ハ契約上寄託者ニ対シテ物件ヲ返還スル 本條又三人ノ権利ヲ調査セシムルノ方法ヲ 若シ受託者ニ対シテ他人ノ物件ヲ請求セ 常二寄託者二返還スヘシトセハ或 他請求者ノ権利ヲ調査スへ ノ義務 受託者 ハ眞

十一字ヲ加 シ迄ヲ別項トシ、 第六百五十四條 以下「ニ於テハ保険者ハ保険料ノ増額ヲ請求スルヲ得」ノニ 又「但シ以下を別項トシ且 又ハ保険料ノ支払ニ付キヨリ覊束セラル 「若クハ変更スル場 事ナ

由 本條ノ儘ニテハ危険ノ増加若クハ変更シタルトキハ保険

> 険者ニ悪意アルトキハ契約上ノ責ナシトスルハ妨ケナキナリ 唯保険者ハ保険料ノ増額ヲ請求スルヲ得ト改正スヘシ、尤モ被 知ラサル他人ノ所為ノ為メニ損害ヲ蒙ルコト少ナカラス、 ハ契約ノ責任ナキカ如シト雖モ、 斯クテハ被保険者ノ自カラ与 故二

1] 者

シ、 ニ権利ナシトノ謂ニハアラス、 ス」ノ数字ヲ削除シ 第六百六十條 プカニ所有者ノ先取特権ヲ有スト定ムヘキヲ要スレハナリ 理 由 本條ノ文面ニテハ絶対的ニ権利ナキカ如キ疑ヲ生スヘケレハ 被保険者ノ債権者ハ総テ請求権ナシト定メタル 第二 「所有者ハ優先権ヲ有ス」ト改ム 項 「被保険者ノ債権者ハ総テ請求権 唯所有者先取特権アルノ意ナルへ ハ絶対的 有 セ

第六百六十條 第 項 削

明

1 償 キモノトスルハ保険者ニ不利甚タシ、 例外ヲ設ケ所有者ノ損害賠償ノ要求ニ充テンカ為メニ保険ニ付シ 額一千円ヲ弁償スルモノトス、 半額即チ二千円火災ニ罹リ損失スルトキハ、 ト看做シ、 ヲ契約スレハ残余ノ二千円ニ付テハ被保険者ヲ以テ自己ノ保険者 ルトキハ、 理 関係ニシテ保険者ノ与リ知ル所ニアラス、 為メニ保険シタルト否トハ独リ被保険者ト |由)第六百三十九條ニ依レハ価額四千円ノ物ニニ千円 保険者ト被保険者ト危険ヲ分担スルヲ以テ被保険物 斯ル場合ニ於テモ保険者独リ損害ノ全部ヲ負担ス 是普通ノ規定ナリ、 被保険者カ所有者ノ損害賠 保険者ハ其損失ノ半 然ルニ保険者ハ 第三者タル 本項ニ於テハ ノ保険 所

ヲ得セシム可キヲ要スレハナリ場合云々ト改正シ、保険者ヲシテ予メ相当ノ保険料ヲ受取ルコトトスレハ損害賠償ニ充テンカ為メ其旨ヲ明示シテ保険ニ付シタルルヲ得ス、故ニ本項ハ全ク刪除ス可シ、若シ本項ヲ存スルヲ必要額ノ保険料ヲ受取リテニ倍ノ危険ヲ負担スルハ当然ノ事ト思考ス

(理由)保険シタル喪失損害ハ保険証券ニ明示セリ、故ニ保険シヲ挙クル責任ハ被保険者ニ在リ」ト改ム第六百七十四條 「其例外タル以下ヲ修正シ「例外タラサル証拠

明セシムルヲ以テ至当ナリトスセサル可ラス、故ニ被保険者ニ於テ保証シタル喪失損害ナルヲ証タル以外ノ喪失損害アラハ一応保険者ノ責ニ帰セサルモノト推定(理由)保険シタル喪失損害ハ保険証券ニ明示セリ、故ニ保険シ

ト改ムトでいる「既ニ被保険者ヨリ受取タル保険料ノ少クトモ三分一」トアルヲ「既ニ被保険者ヨリ受取タル保険料ノ少クトモ三分一」第六百八十三條中「既ニ被保険者ノ為メニ積立タル貯金ノ半額」

ノ尋常終身生命保険ヲ契約セル被保険者ヨリ払込ム一年分ノ純右ハ英国同盟保険会社ノ死亡表ニ依リ年齢二十歳ニシテ金千円金拾三円四拾七銭

保険料ナリ

此内

金七円貳拾貳銭 一年ノ末ニ生存者ノ積立金即チ貯金金七円貳拾五銭 一年間ニ同年齢ノ死亡者へ支払フ保険金

合金拾三円四拾七銭

ノ保険料ヲ払込シム、即チ少壮ノ時ニ於テ其年ノ死者ニ支払フヘスノ不便ヲ生スルヲ以テ、保険契約ノ時ヨリ老後ニ至ルマテ一定計テ保険料ヲ定ムルトキハ被保険者ノ老ルニ随テ年々保険料ヲ以除ニ在ツテハ、年々支払フヘキ保険金ヲ憶算シ年々ノ保険料ヲ以は一半ノミ生存者ノ為メニ積立タル貯金トナル海上及火災ノ保化ノ一半ノミ生存者ノ為メニ積立タル貯金トナル海上及火災ノ保にノ如ク純保険ノー半ハ短命ノ不幸者ニ支払フ保険金ヲ補充シ、

ル 銭ヲ減スルノ割合ニ当リ決シテ毫厘ノ差異アルコトナシ、 タニ結約セル者ノ終身支払フヘキ保険料ノ全額ヨリ金六円 置クヲ以テ、翌年ヨリ生存中払込ムヘキ保険料ハ二十一歳 金六円貳拾貳銭ヲ余シ、 キ保険金ノ外ニ、 スヘキモノ無キ計算ナリ ユ 積金ヲ英語ニテ 1 場 合ヲ論セス此純価値 オフ、 ポリシー」 年齢二十歳ノ時結約セル者ハ其年ノ末ニ前記 「レゼルヴ」 会社ニ於テハ其人ノ為メニ之レヲ積立テ ノ外ニハ保険会社ヨリ被保険者 (保険証書ノ純価値) (貯存金) 又ハ「ネット、 ト称シ、 ヴァー 此年末 一へ還付 1.貳拾貳 ノ時新 如 何

険会社競争 得ストノ説ニ依リ、 ヲ解除スルモノハ自己ノ便宜ヲ以テ同舟者ヲ捨テ顧ミサルト 正スヘシ、 利ナルコト甚タシ、 保険者ニ償還シ他ノ半額ハ保険会社ノ所得トスルハ被保険者ニ不 為メニ積立タル保険証書ノ現価値ナリトスレハ、 険料ノ内不幸ノ死者ニ支払タル残額 右述フル所ニ依リ本條貯金ノ二字ハ通常ノ貯蓄ト同様ニ払込金 元利合計ト解釈スルノ誤リタルヲ知ルニ足ルヘシ、 ノ主旨ニシテ恰モ同舟済水ノ観アリ、 ラモ還付セサ 保険契約無効 保険解約ノ時ニハ保険証書 元来生命保険ハ被保険者相互ニ短命ノ不幸者ヲ済助 ノ結果トシテ此苛酷ノ説ヲ 数十年以前マテハ保険無効トナレ ル 故 ヲ欧米生命保険会社 ノ場合ニ於テ其払込金ノ一部ヲモ取 二償還金額ヲ払込金ノ少クトモ三分 、排シ勉メテ被保険者 即チ生存ノ被保険者各自 純価値ヲ計算シ殆ト其全部 故ニ中途ニシテ保険契約 ノ例トセシカ、 僅ニ其半額 貯金ト ハ被保険者 近年保 戻スヲ <u>二</u> ト - ハ純保 便益 改

> ナリ 分一ト ホスコトアリ、 メニ会社ニ損失ヲ蒙ラシメ、 如キニ在ツテハ三分一 三分二、 ヲ還付スルニ至リタレトモ、 契約スル ٤ 若クハ五分四ヲ還付スルモノアレトモ、 ヲ以テ通例 其余ハ法文ニ明記セサルモ商業上ノ競争ニー任シテ可 故二本條二於テハ償還金額ヲ払込金ノ少クトモニ 以上ヲ還付スルハ過当ニシテ、 トス、 随テ契約保続ノ被保険者ニ損失ヲ及 生命保険ノ種類ニ依リ 其 額 ハ払込金ノ三分一ヨリ少カラス 尋常終身保険 或 解約者ノ ハ払込金 為

達スルノ義務アリ表及貸借対照表ヲ作リテ之ヲ公告シ、且各社員及各被保険者ニ送第六百九十一條 保険会社ハ少ナクトモ毎年一回其年ノ収支一覧

陳セン 要スル 被保険者ノ為ニ大ナル利益ナシ、 送達スルノ義務アリトスルニ至テハ、 紙ニテ公告スルハ必要至当ノ事ナレトモ、 秘密ニスヘカラス、勉メテ公衆ヲシテ会社ノ実況ヲ知ラシムル 「之ヲ公告スヘシ」ト改メ其以下ヲ刪除ス可 知ラル、ヲ利益トス、故ニ毎年収支一覧表、 理 般公衆ノ為ノミナラス、 由 ノミナラス、 保険ノ事業ハ広ク公衆 実際ニ於テハ殆ント為シ能 確実ノ会社ニ在テハ ノ利害 依テ本條ハ 徒ニ非常ノ手数ト費用 ニ関係スル 且各社員及被保険者二 「之ヲ公告シ」 貸借対照表ヲ新聞 可 ハサ 左ニ其理 **)成其実況** ヲ jν 以 テ其 事ニシテ 計算ヲ 由 世 開 ヲ Í. ヺ 上

海上保険ノ如キハ保険ノ期間甚タ短クシテ僅ニ某地ヨリ某地ニ達

アリ、 商人、 雑ナルヲ以テ被保険者ハ之ニ依テ将来会社ノ計算ニ不足ヲ生セサ 数萬ノ被保険者ニー々遺漏ナカラシムルハ難事ナリ、況ンヤ収支 議ヲ予防スルニハ手数ト費用トヲ顧ミス、 ヲ缺キタリト主張セハ何ヲ以テ之ニ抗弁スルヲ得ンヤ、是等ノ紛 百九十四條ヲ利用セン為メ、 メテ難事ナレトモ、 斯ク居処ヲ変転スル多数ノ被保険者ニー々貸借表ヲ送付スルハ極 怠ルモノ甚タ多キヲ免レス、 居ヲ転スルハ一々会社ニ通知スヘキ旨明示スレトモ、実際ハ之ヲ 国ニ旅行シテ其所在ヲ知ルヘカラサル者アリ、 居処ノ変転極メテ多ク、 険者ハ土著ノ農家ニハ少クシテ官吏、 又生命保険会社ニ在ツテハ被保険者ノ人員甚タ多ク、 査シテ之ニ貸借表等ヲ送付スルハ殆ト為シ能ハサル事ナリ 本店ニ於テハ之ヲ知ラサルモノアリ、 地ノ代弁店ニ於テ契約ヲ締ヒ、 二厳重ノ制裁アリ、 タ十年ニ満サレトモ、 や否ヤヲ知ルニ足ラサルオヤ、 今ヨリ数十年ヲ経過セハ其人員ノ大ニ増加スルコト明ナリ、 工業等ノ如キ才能技芸ニ依テ衣食スル者其大半ヲ占メ、其 般海ニ過キサルモノ甚タ多シ、是等短期 貸借対照表ヲ被保険者ニ送付スルモ生命保険ノ計算ハ複 仮令会社ハ之ヲ送付スルモ萬一被保険者第六 本條ニ依テ之ヲ送付セサレハ第六百九十四條 一会社ノ被保険者既ニ一萬余人ニ過ルモノ 独リ国内ニ於テ居ヲ転スルノミナラス外 到達セサルヲ口実トシテ会社其義務 我国ニ於テハ生命保険ノ創始以来未 契約期間ノ終リタル後ニ非サレハ 要スルニ公衆ノ為メニ生命保険 銀行及会社ノ雇人、海員、 一々現在ノ各被保険者ヲ 書留郵便ヲ用フルモ猶 尤保険契約ニハ住 ノ保険ハ多クハ各 加之其被保 調

本條ハ前記ノ如ク修正スルモ妨ナシ生命保険ニ明ナル人ヲシテ監督セシムルノ外ニ手段ナキニヨリ、会社ノ確実ヲ保タント欲スルニハ第六百九十二條ノ検査ヲ厳ニシ、

他ノ法人ニ在テハ代表者ノ総員及ヒ社員ノ過半数ト改ム会社ニ在テハ取締役ノ総員及ヒ議決権ノ過半数ヲ有スル株主、其第八百二十四條(合資会社ニ在テハ少クトモ社員ノ過半数、株式

第八百三十條 第二項削除

若シ之ヲ掲クルトキハ第八百三十三條ノ罰ニ処セラルヘシテハ其船舶ハ超過期間日本国旗ヲ掲クル等ノ権利ヲ有スル能ハス、到著スルマテノ間ニ期間ヲ経過スルコト少ナカラス、此場合ニ於(理由)第二項ニヨリ仮證書ノ有効期限ヲ制限スレトモ船籍港ニ

二関スルノ理アラサレハナリ(理由)契約ニ書面ヲ用イルト否トニ因テ損害賠償ノ責任ノ有無加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責任アリ」ト改ム第八百四十三條 又以下ヲ削除シ「但シ之カ為メニ船長ニ損害ヲ

第八百六十一條 第一項削除

償ヲ請求スルヲ得ス、又其指図シタル所為国法ニ反スルトキハ指以テ之ヲ破リタルトキハ指図者ハ自己ノ非行ヲ理由トシテ損害賠(理由)船長ハ他人ノ指図ヲ受ケテ其職務ヲ破ル可ラス、指図ヲ

図人カ情況ヲ知ルト否トヲ問ハス国法之ヲ救護セサルナリ

ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス」ト改ムシテハ船舶所有者又ハ之カ為メニ特ニ委任セラレタル代人ノ指図第八百六十三條 然レトモ以下ヲ削リ「然レトモ此等ノ事項ニ関

二従ハサル可ラサルノ観アルヲ免レサレハナリヘキヤノ疑アルノミナラス、船長ハ自己ヨリモ劣等ノ代人ノ指図(理由)然ラサレハ本文通リニテハ総テノ場合ニー々指図ヲ受ク

長相当ノ懲戒ヲ為スヲ得」ト改ム。。 「船長ノ懲戒権ヲ以テ之ヲ制止ス」トアルヲ「船

理由

船長ノ懲戒権ノ度明ナラサルカ故ナリ

ハ同様ナルカ故ニ其共担ノ義務ニ区別ヲ立ツル能ハサルナリ分丈ケニテ共担スルノ理ナシ、三者共ニ共同危険ヨリ救ハレタル(理由)積荷カ全体ニテ共担スルニ独リ船舶及運送賃ノミカ其半第九百三十二條(本條中「ノ半分」ノ三字ヲ削除ス

タルモノト推定スルノ意ナルヘシ、然ラハ「前項ノ期間満了後ハ」期限内ニアリテ其後一ケ年ヲ経過シタルトキハ保険期間ニ喪失シ(理由)本項ハ有期保険ノ場合ニ於テ最後ノ通信アリタルトキ、「前項ノ期間ノ始期カ保険期間中ニアルトキハ」ト改ムヘシ第九百六十六條 第二項「前項ノ期間満了後ハ」ノ九字ヲ削リテ

、九字ヲ削リテ「前項ノ期間ノ始期カ保険期間中ニ在ルトキハ」

ト改ムヘシ

(理由)自己ノ破産シタルカ為メ其破産手続ニ執務シタリトテ報第千十二條 第二項破産主任官以下二十五字ヲ削除ス

酬ヲ与フルハ不都合ナリ

明示アラサルカ故ニ之ヲ確定明示スル必要アレハナリスルモノナリ、又本條ニハ過怠破産ノ刑ニ処ストアレトモ其刑期(理由)第二項ノ如キ所為ヲ罰スルハ一箇人ノ商業上ノ自由ヲ害第千五十條 第二項ヲ削リ又過怠破産ノ刑期ヲ明示スヘシ

(付 記)

本資料は国立国会図書館所蔵資料で、『帝国議会貴族院議案』 一回(一)(明治二十三~二十四年、請求記号:BZ-4-T0 1)に収録されている。高木正年は第一回帝国議会で本法律案を 1)には、第一回帝国議会提出の法律案自体を確認することがで きず、貴族院議案の中に収録されていることが判明した。本資料 きず、貴族院議案の中に収録されていることが判明した。本資料 の閲覧に際しては、国立国会図書館議会官庁資料室の方々にご配 の閲覧に際しては、国立国会図書館議会官庁資料室の方々にご配 の閲覧に際しては、国立国会図書館議会官庁資料室の方々にご配 の閲覧に際しては、国立国会図書館議会官庁資料室の方々にご配 の関覧に際しては、国立国会図書館議会官庁資料室の方々にご配

【参考資料2】

商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明

タルモノヲ先キニ適用ス可キハ疑ヲ容レサル所ナリラス、故ニ本條ニ於テ単ニ商慣習及ヒ民法トノミアリト雖モ其順ラス、故ニ本條ニ於テ単ニ商慣習及ヒ民法トノミアリト雖モ其順第一條 法律ハ注釈書ノ如ク詳密ナルコトヲ記載ス可キモノニア

第一篇 第三章 商号

なら

スル点ニ付テモ毫モ差支アルコトナシ 如キハ商法施行条例ヲ以テ例外ヲ定メタルニ依リ其之ヲ継続使用 ヲ生スルノ点ハーモ之ヲ見サル所ナリ、 害ヲ排除スルヲ得ヘシ、之ニ反シテ商号ノ規定アルカ為メニ弊害 ル所ナラスヤ、 自己ノ利益ヲ計ラントスル者ナキニ非ルハ発議者ニ於テモ明言ス 缺クヘカラサル知ル可キナリ ナカルヘカラス、夫レ然リ然ルトキハ商法中商号ニ関スル規定ノ 之ヲ営ムモノト看做スニ依ル、 是レ他ナシ商業ハ商人其人ヨリモ寧ロ営業ヲ代表スル商号其物カ ナルヲ以テ商業上ニ於テ取引ヲ為スニハ商号ヲ以テスルヲ常トス、 商号ハ従来ノ屋号ニ異ラサルモノニシテ即チ営業ヲ表示スル名称 然ラハ即チ商号ノ規則ヲ設クルニ於テハ如此キ弊 而シテ故意ニ他人ノ商号ヲ濫用シ 故ニ営業ノ生スル所ニハ商号必ス 加之従来慣用セル商号ノ

モ現ニ認知スル所ナリ、是レ此規則アルヲ要スル所以ナリトスキカ為メ却テ徳義心ヲ全フスルヲ得サルモノアルハ発議者ニ於テ云フト雖モ法律ノ為メニ此ノ如キ結果ヲ生スルノ道理ナク法律ナ発議者ハ本章ノ規定ヲ実施スルトキハ商人ノ徳義心ヲ破壊スルト

手ヲ以テ之ヲ開業ト云フニ於テ何ノ妨カ之アランノ開始タルニ外ナラサルヲ以テナリ、故ニ営業ニ属スル事業ノ着をリニ外ナラサルヲ以テナリ、故ニ営業ニ属スル事業ノ着が、何トナルトニ條 第八十一條 第八十二條 開業トハ営業開始ノ意ナリヤ或ハ事業

支アルコトナシ定款ヲ以テスルトキハ法律上ノ制限ヲ超ヘサレハ何程ニ為スモ差定款ヲ以テスルトキハ法律上ノ制限ヲ超ヘサレハ何程ニ為スモ差ニ於テ百分ノ六ノ利息ヲ求ムニ異ラサルカ如シ、故ニ契約若クハ第九十五條 百分ノ七ノ利息トハ契約ナキ場合ニ限ルハ猶民事上

二何人タリトモノ語アリト雖モ実際上決シテ不都合ヲ生スルコトニ関係ナキモノニシテ殊更ニ閲覧ヲ請求スルモノナカルヘシ、故者ハ之レカ為メ特別ノ手数料ヲ払フヘキ規定ナルヲ以テ毫モ会社産質ノ債権者名簿ノ如キモ亦之ヲ秘スルノ道理ナキヲ了解スルナ第二百二十二條 会社財産ノ公示ヲ必要トスル所以ヲ知ラハ不動第二百二十二條 会社財産ノ公示ヲ必要トスル所以ヲ知ラハ不動

第二

ナカル可キナリ

於テ特ニ之ヲ禁スルコトヲ得ルニ過キサルニ於テオヤ 規定タル必スシモ之ヲ禁ス可シト云フニ非スシテ必要ナル場合ニハ之ニ類スル所為ヲ他ノ場所ニ於テ禁シタルカ如シ、況ヤ本條ノノ保護ヲ与ヘサルヘカラス、是レ猶現行法律ニ於テ米商会所ノ外第四百四十九條 取引所ノ設立ヲ是認シタル以上ハ之カ為メ相当

第一篇 第八章 第五節

点ニ付テハ本節ヲ一読スレハ直チニ了解スルヲ得ヘシヲ生シ損害ヲ生スルコトアランコトヲ慮ルナリ、而シテ其差異ノ問屋トハ其間大ニ異ルモノアレハ其名ヲ存スレハ夫レカ為メ間違仲買人ニ問屋ノ名称ヲ付セサルハ本法ニ謂フ所ノ仲買人ト従来ノ

シモ之ヲ記載ス可シトスルノ必要ナキヲ以テ故サラニ之ヲ掲ケサ容積ノ如キ之ヲ掲ク可キ場合ナキニ非スト雖トモ法律ヲ以テ必スモノハ運送ニ付最モ之ヲ表示スルノ必要アルニ因ルナリ、而シテ第四百八十四條 本條ニ於テ特ニ重量ノミヲ掲ケタルハ重量ナル

明文ナキモ実際上毫モ差支アルコトナキナリノトセハ固ヨリ之ヲ記載スルヲ得ヘキモノニシテ法律上此ノ如キルニ過キサルナリ、故ニ当事者ニシテ容積ヲ記載スルヲ要スルモ

へキコトヲ禁セサル以上ハ之ヲ行フヲ得ヘキハ勿論ナリノ必ス行フヘキモノナルノミナラス法律ニ於テ如此キコトヲ為ス載シ幾枚ヲ発行シタルモノナルヤヲ明示スル如キハ正整ナル商人第四百八十六條 数通ノ証券ヲ発行スル場合ニ於テ其番号等ヲ記

ス 抑モ発議者ハ此払戻金額ノ割合ヲ減少シ之ヲ三分ノ一トナサント こ本條ハ元金ト利息ト ル キニ非サル可キモ貯金ノ字タル公平ニ之ヲ解釈スルトキハ積立 第六百八十三條 ム」ノ意義ナリト解釈スルニ於テハ或ハ論者ノ如キ迷ヲ生スル ルニ在リ、 元金ト利息トノ謂ナルコトハ固ヨリ論ヲ待タサル 而シテ此三分ノーナル目安ハ英国ノ統計ニ因リテ生 貯金 ノ半額ヲ指シタル ノ字ヲ以テ英語 ノ所謂 モノタル ネツト、 ハ勿論ナレト 可キナリ、 ・モ 故

ハ適意ノ契約ヲ為スヲ得ヘキコト勿論ナルニ於テオヤ約定ナキトキハトアルヲ以テ半額ヲ払フコトヲ欲セサル者ニ在テレハ到底之ヲ確定スルヲ得サル可キナリ、況ヤ本条ニ於テハ若シルハ到底之ヲ確定スルヲ得サル可キナリ、況ヤ本条ニ於テハ若シ殊ニ我邦ニ適合スルヤ否ヤハ多年経験ヲ経ルニ非サレハ直チニ之外の過意ノ契約ヲ為スヲ得ヘキコト勿論ナルニ於テオヤ

テ生命保険等ト同視スル所以ナリ 第六百八十八條第一項 年金ノ保険ト雖モ貯蓄タルノ性質ニ至テ 第六百八十八條第一項 年金ノ保険ト雖モ貯蓄タルノ性質ニ至テ 第六百八十八條第一項 年金ノ保険ト雖モ貯蓄タルノ性質ニ至テ 第六百八十八條第一項 年金ノ保険ト雖モ貯蓄タルノ性質ニ至テ

ヲ削除スト雖モ其精神ニ至リテハ毫モ損益スル所ナシハトテ其実際ニ至リテハ同ク準備金ヲ設クルモノナレハ殊更ニ之ル三字ヲ省キタルニ過キサルナリ、然レトモ此文字ヲ削除シタレ第六百九十條 発議者ノ提出シタル修正案ニ依レハ単ニ準備金ナ

ヲ以テスルヲ至当ナリトス、而シテ之カ為メ要スル手数料及ヒ費ヲ以テ保険者ニ負ハシムルニ其現情ヲ被保険者ニ通知スルノ義務ノ最モ大ナル者ナレハ保険営業ノ現情ヲ知ルノ必要アル勿論ナル第六百九十一條 被保険者ハ保険契約ニ付キ利害ノ関係ヲ有スル

事訴訟法ニ於ケル郵便送達ノ方法ニヨレハ毫モ差支アルコトナシヲ得ルノ道アリ、又送達ノ手数ニ付キ不都合アリト云フト雖モ民用ニ至テハ其通知ニ依リテ利益ヲ受クヘキ被保険者ヨリ徴収スル

デ特例ヲ設クヘシト論スルカ如キハ蓋不当ノ甚シキモノト謂フ可支払期間ト為サ、ルヲ得サルヤ明ナリ、故ニ字句ノ解シ難キヲ以貯金ノ性質ヲ有スルモノナル故ニ保険契約ノ全期間ヲ以テ保険料坐スルモノナリ、元来生命保険ナルモノハ其他ノ保険ト異ナリテ坐スルモノ、如シト雖モ決シテ其必要アルヲ見ス、唯其現支払期第六百九十四條 発議者ハ生命保険ニ限リ特例ヲ設クルコトヲ希

第三篇 第六章 第八章

シ

ナキ言ヲ俟タサルナリ契約シ得可キモノニ付テハ商法ノ規定ニ依ラサルヲ得サルノ必要得ヘキ所ナランヤ、然レトモ其性質上当事者ノ相対ヲ以テ随意ニニ不都合ナル結果ヲ生ス可キナリ、是レ豈此法典ニ対シテ為スヲ

理由ト為スニ足ラサルヘシ 然ラハ即チ此論説タルヤ亦以テ本案ヲ修正セサル可カラサルノハ本法原則ノ可ナルヤハ決シテ今日之レヲ論定スルヲ得サルヘシ主義ヲ可ナリト云フニ過キス、而シテ英法ノ主義ヲ可トスルヤ又主義ヲ可ナリト云フニ過キス、而シテ英法ノ主義ヲ可トスルヤ又

ノナリ

シテ欧州大陸諸国ノ法律ニ於テハ亦本條ト異ル所ナシ第九百三十二條 本條ノ修正モ亦英法主義ニ基キタルニ過キス

1)

免ル可キモノナリ 第九百四十條 第九百四十五條 本條ニ謂フ所ノ海損ノ責ヲ 岸独海損ノ責ニ任セサル旨ヲ記載シタルトキハ即チ共同海損ノ責ニ 任セサル旨ヲ記載シタルトキハ以テ其責ヲ免レ共 トモ此場合ハ分損即チ単独海損ノミニ限リタルニ〔ア〕ラスシテ 所謂分損タル意味ニノミ使用セラレタルモノト云フカ如シ、然レ 第九百四十條 第九百四十五條 本條ニ謂フ所ノ海損トハ英法ノ

問題ナレトモ本法ニ於テハ法律ヲ以テ予メ之カ決定ヲ為シタルモ第九百六十五條第三項 本條ハ英法ニ在テハ事実ニ依リ決スヘキ

在リテハ其費用ハ回復後ノ価値ニ超過スヘキモノト推定シタルモノ如クナルヲ得サルモノト看做シ即チ如此キ費用ヲ要スル場合ニせサルヲ得ス、而シテ四分ノ三以上ノ費用ノ支弁ヲ要スルカ如キ於テハ之ヲ修繕スルニ付則チ四分ノ三以上ニ相当スル費用ヲ支弁ノナリ、夫レ損失又ハ毀損カ価額ノ四分ノ三ヲ超過シタル場合ニノナリ、夫レ損失又ハ毀損カ価額ノ四分ノ三ヲ超過シタル場合ニ

モノニシテ欧州大陸諸国ノ法律ニ於ケルモ亦多クハ如此キモノナ之ヲ遠洋航海ト沿岸航海トノニ個ニ区別シ以テ其期限ヲ定メタル特別ノ期限ヲ定ムルハ法律ヲ以テス可キモノニ非ス、故ニ本條ハ第九百六十六條第一項 種々ノ航海ノ為メ船舶ノ失踪ニ付キー々